

可シ

裁判ノ言渡ヲ爲スニハ犯罪ノ事實及ヒ法律ニ依リ其理由即チ加重減輕等ヲ明示シ又犯罪ノ證據ヲ明示シテ判官ノ輕忽ニ斷定シタルモノニアラサルコトヲ示スヘシ又仮令無罪免訴ニ付テモ犯罪ノ證據ナキコト罪トナラサルコトヲ明示スヘキナリ

第二百四條 判決ノ言渡ハ辨論ヲ終リタル後即日又ハ次ノ開廷日ニ之ヲ爲ス可シ

判決ノ言渡ハ判決主文ノ朗讀ニ因リ之ヲ爲ス其判決ノ理由ハ判決ノ言渡ト同時ニ之ヲ朗讀シ又ハ口頭ニテ其要領ヲ告ク可シ

判決ノ言渡ハ辨論ヲ終リタル即日之ヲ爲スヘキモノトス而テ即日之ヲ爲ス能ハサルトキハ次ノ日ニ之ヲ爲スヘクシテ徒ニ日時ヲ費スヘキモノニアラサルナリ

此ノ言渡ヲ爲スニハ判決主文即チ言渡ヲ書キタル本書ヲ朗讀シ以テ之ヲ爲ス其判決ノ理由ハ判決言渡ト共ニ之ヲ朗讀シ又ハ口頭ヲ以テ何々

ノ理由ニ依リ何々ニ該當スル等刑ノ適用ヲ告グルモノトス

第二百五條 判決ノ原本ニハ其裁判ヲ爲シタル裁判所、年月日、其事件ニ干與シタル檢事ノ官氏名ヲ記載シ判事、裁判所書記共ニ署名捺印ス可シ

裁判ノ言渡書ニハ其裁判所ノ廳名言渡ノ年月日及ヒ檢事ノ官氏名ヲ記載シ裁判ヲ爲シタル判事書記署名捺印スヘシ蓋シ裁判ノ言渡ハ訴訟關係人ニ對シテ之ヲ爲シ國權ノ威力ヲ示スモノナレバ充分鄭重ナル法式ヲ盡サ、ル可ラス且後日ニ至リ異論ヲ生セサル爲ナレハナリ

第二百六條 訴訟關係人ハ其費用ヲ以テ判決ノ正本、謄本又ハ抄本ヲ求ムルコトヲ得但上訴ノ爲メ其求ヲ爲シタルトキハ書記ヨリ二十四時内ニ之ヲ下付ス可シ

訴訟關係人ハ裁判言渡ノ全部又ハ幾分ノ抄本ヲ請求スルコトヲ得此請求ハ書記課ニ爲シ自ラ謄寫ノ費用ヲ負擔スヘキモノトス

上訴ノ爲メニ請求スルモノニハ上訴期限ノアルヲ以テ二十四時内ニ之ヲ下付スヘキナリ

テ禁制シタル物件
二 犯罪ノ用ニ供シタル物件
三 犯罪ニ因テ得タル物件
第四十四條 法律ニ於テ禁制シタル物件ハ何人ノ所有ヲ問ハス之ヲ沒收ス犯罪ノ用ニ供シ及犯罪ニ因テ得タル物件ハ犯人ノ所有ニ係リ又ハ所有主ナキ時ノ外之ヲ沒收スルヲ得ス

第二百七條 對席判決ニ因リ刑ノ言渡アリタルトキハ
 裁判長ヨリ其言渡ヲ受ケタル者ニ前條ノ請求及ヒ其
 判決ニ對シ上訴ヲ爲スヲ得ヘキコト及ヒ其期間ヲ告
 知シ又關席判決ニ因リ刑ノ言渡アリタルトキハ其判
 決ニ對シ故障ヲ爲スヲ得ヘキコト及ヒ其期間ヲ記載
 ス可シ

若シ其告知又ハ記載ナキトキハ更ニ其通知アルマテ
 上訴及ヒ故障期間ノ經過ヲ停止ス

刑ノ言渡 ヲ受タル モノニ對 シ告知ス ルノ理由 及條件	理由—被告人ノ利益ノ爲メ之ヲ告知スルモノナリ
刑ノ言渡ヲ受ケタルモノニ限ル	刑ノ言渡ヲ受ケタルモノニ限ル
自費ヲ以テ言渡ノ謄本又ハ抄本ヲ請求スルヲ得ヘキ コト	自費ヲ以テ言渡ノ謄本又ハ抄本ヲ請求スルヲ得ヘキ コト
上訴ノ爲メ請求ヲ爲スモノニハ二十四時内ニ下付ス ルノ告知	上訴ノ爲メ請求ヲ爲スモノニハ二十四時内ニ下付ス ルノ告知
上訴ヲ爲スコトヲ得ヘキコト	上訴ヲ爲スコトヲ得ヘキコト
上訴ノ期間	上訴ノ期間

決—欠席判決ナルルキハ故障ヲ爲スノ權及故障ノ期間ヲ記載
 ス

第二百八條 裁判所書記ハ公判始末書ヲ作り左ノ事項其
 他一切ノ訴訟手續ヲ記載ス可シ

第一 公ニ辨論ヲ爲シタルコト又ハ公開ヲ禁シタル
 コト及ヒ其事由

第二 被告人ノ訊問及ヒ其供述

第三 証人鑑定人ノ供述及ヒ宣誓ヲ爲シタルコト若
 シ宣誓ヲ爲ササルトキハ其事由

第四 證據物件

第五 辨論中異議ノ申立アリタルコト其申立ニ付キ
 檢事其他訴訟關係人ノ意見及ヒ裁判所ノ裁判

第六 辨論ノ順序及ヒ被告人ヲシテ最終ニ供述セシ
 メタルコト

公判始末書ヲ作ルハ裁判ノ手續及法式ヲ履行シタルコトヲ証スルモノ

ニシテ上訴アリタル場合ニ於テ其判決ノ當不當ヲ精檢スル爲ナレハ尤モ必要ノモノナルヲ以テ充分明細ニ之ヲ記載スヘシ故ニ本條ニ大体ヲ規定シ其他一切ノ事項ヲ記載スルモノトセラレタリ

第二百九條 公判始末書ニハ前條ニ記載シタル事項ノ外裁判ヲ爲シタル裁判所、年月日、裁判長、陪席判事、檢事及ヒ裁判所書記ノ官氏名ヲ記載ス可シ
辨論數日ニ涉ルトキハ其旨及ヒ同一ノ判事出席シタルコトヲ記載ス可シ

辯論中補充判事ヲシテ代ラシメタルトキハ其旨ヲ記載ス可シ

第二百十條 公判始末書ハ判決言渡ヨリ三日内ニ之ヲ整頓シ裁判長及ヒ裁判所書記署名捺印ス可シ
裁判長ハ署名捺印セサル以前ニ公判始末書ヲ檢閲シ若シ意見アルトキハ其紙尾ニ記載ス可シ

公判始末書ニ掲載スルノ要件ハ裁判所ノ構成ニ關スル手續法式即チ言

渡ヲ爲シタル裁判所名裁判長陪席判事檢事書記ノ官姓名又ハ數日ニ涉リタル片ハ開廷中全一ノ裁判官出席シタルコト又ハ公判々事差支アリテ陪席判事之ニ代リタルコト檢事書記ニ付テモ他ノ檢事書記之ニ代リタルコトヲ記載スヘキモノナリ

始末書ハ言渡シタル日ヨリ三日内ニ整頓シ裁判長ハ之ヲ檢閲シ若シ意見アルトキハ紙尾ニ之ヲ記載シ裁判長及ヒ書記之ニ署名捺印スルモノトス

第二百十一條 判決及ヒ公判始末書ノ原本ハ訴訟記録ニ添付シ其裁判所ニ保存ス可シ若シ上訴アリタルトキハ之ヲ上訴裁判所ニ送付ス可シ

判決言渡書及ヒ公判始末書ハ其ノ原本ヲ訴訟記録ニ付テ原裁判所ノ書記課ニ之ヲ保存シ置クモノトス若シ被告事件上訴アリタルトキニ於テハ此ノ原本及ヒ訴訟記録ヲ上訴裁判所ニ送付スヘキモノトス

第二章 區裁判所公判

第二百十二條 區裁判所ハ左ノ場合ニ於テ其管轄ニ屬ス

ル違輕罪及ヒ輕罪ノ公訴ヲ受理ス

第一 檢事ノ起訴アリタルトキ

第二 豫審判事又ハ上級裁判所ヨリ事件ヲ移ス裁判アリタルトキ

裁判所ハ罪ノ輕重又ハ被告人ノ身分ニヨリテ各其管轄ヲ異ニス本章ハ即チ裁判所ノ内ニ於テ最下級ナル裁判所ニシテ尤モ輕易ナル事件ヲ判決スヘキ處トス而テ區裁判所ハ其管轄ニ屬スル違警罪及ヒ輕罪ノ公訴ヲ受理スル所トス

一 檢事ノ起訴アリタルトキ違警罪ハ豫審ヲ要セス輕罪ハ輕重難易ニ依リ或ハ豫審ヲ要シ又ハ豫審ヲ要セス此ノ豫審ヲ要セサル事件ヲ檢事ヨリ起訴シタルモ之ヲ公判スヘキナリ

二 豫審判事又ハ上級裁判所ヨリ事件ヲ移ス言渡アリタルトキハ又之ヲ受理シテ公判ニ付スヘキモノトス

第二百十三條 檢事ハ何レノ場合ニ於テモ被告人ニ對シ呼出狀ヲ發ス可キコトヲ裁判所ニ請求ス可シ

裁判所ハ裁判所書記ヲシテ被告人ニ對シ呼出狀ヲ發セシム可シ

區裁判所檢事ハ檢事ノ起訴ニ係ルモノト事件ヲ移ス言渡アリタルモノトヲ論セス被告人ヲ呼出スコトヲ請求スヘキモノトス又呼出ノ請求アリタルモハ裁判所ハ書記ヲシテ被告人ニ呼出狀ヲ發セシメ之ヲ呼出スモノトス

第二百十四條 呼出狀ニハ呼出ヲ受ク可キ者ノ氏名、職業住所、出頭ノ日時、場所及ヒ被告事件ヲ記載シ且被告事件違輕罪又ハ罰金ニ該ル可キ輕罪ナルトキハ代人ヲシテ出頭セシムルコトヲ得ヘキ旨ヲ記載ス可シ

若シ被告事件ノ記載ナキ場合ニ於テ被告人未タ其事件ニ付キ取調ヲ受ケサリシトキハ辯護準備ノ爲メ二日ノ猶豫ヲ求ムルコトヲ得

本條第一項ハ被告人ノ呼出狀ニ記載スル條件ヲ規定シタルモノニ付キ第七十六條ト全一ナリ被告事件違警罪又ハ罰金ニ係ル輕罪ナルトキハ

代人ヲシテ出頭セシムルコトヲ得ヘキコトヲ記載スルモノハ罰金及ヒ違警罪ニ付テハ被告人ヲ拘留スヘカラサルモノナレバ必スシモ本人ノ出頭ヲ要セサルヘシ故ニ之ヲ記載シテ被告人ニ知ラシムルナリ
被告事件記載ナク被告人未タ其事件ニ付キ取調ヲ受ケ居ラサリシトキハ被告人ハ何ノ事件ナルヲ知ル能ハサレバ辨護ノ準備ヲ爲ス爲メニ二日ノ延期ヲ求ムルコトヲ得ルモノトス

第二百十五條 呼出狀ノ送達ト出頭トノ間少クトモ二日ノ猶豫アル可シ

被告人出廷ハ呼出狀ノ送達アリタルヨリ二日ノ猶豫ヲ與フルモノナリ
第二百十六條 判事ハ豫審ヲ經サル被告事件急速ヲ要スルトキハ公判ニ取掛ル前檢證處分ヲ爲スユトヲ得此場合ニ於テハ檢事其他訴訟關係人ノ立會ヲ要セス
區裁判所判事ハ區裁判所ニ受理シタル事件豫審ヲ經サルモノ、急速ヲ要スル事件アルトキハ公判ニ取掛ル前ニ於テ檢證處分ヲスルヲ得此ノ檢證スルニハ檢事及ヒ其他ノ訴訟關係人ノ立會ヲ要セサルナリ

第二百十七條 證人ハ呼出狀ノ送達ト出頭トノ間少クトモ二十四時ノ猶豫ヲ以テ之ヲ呼出ス可シ

又呼出ヲ受ケスシテ出頭シタルモノト雖モ異議ノ申立ナキトキハ裁判所ニ於テ証人トシテ之ヲ聽クユトヲ得二十四時ノ猶豫ハ之レ普通一般ノ法ナリ
呼出ヲ受ケス自ラ証人トシテ出頭シタルモノハ別ニ異議ノ申立ナキトキハ之ヲ証人トシテ訊問スルヲ得ヘキモノトス蓋シ自ラ出頭シ他ニ異議ナキキハ之ヲ証人トスルモ不都合ノコトナキノミナラス大ニ便益アルヲ以テ之ヲ許セシモノナラン

第二百十八條 判事ハ先ツ被告人ノ氏名年齢身分職業住所出生ノ地ヲ問フヘシ

檢事ハ被告事件ヲ陳述スヘシ

氏名年齢身分職業住所出生ノ地ヲ問フハ人違ヒナキヤ又ハ証人タルコトヲ得ル人ナルヤ否ヤヲ取調フル爲ナリ

檢事ハ判事ノ取調濟ミタル上ニテ被告事件ヲ陳述シテ判事ニ審判ヲ求

ムルモノトス蓋シ檢事ハ原告人ナレハ先ツ己レヨリ訴ヲ爲サ、ル可テサレハナリ

第二百十九條 判事ハ被告事件ニ付被告人ヲ訊問ス可シ
必要ナル調書其他證憑書類ハ書記ナシテ朗讀セシメ又
證人ノ供述ヲ聽キ其他証憑取調ヲ爲ス可シ

若シ被告人ノ自白アリタル場合ニ於テ檢事、民事原告人
ノ異議ナキトキハ他ノ証憑ヲ取調フルニ及ハス

被告人ノ訊問ヲ爲スハ判事ニ限ルナリ

被告人犯罪事件ヲ自白シタルトキニ於テ檢事民事原告人ノ異議ナキハ
ハ他ノ証憑ヲ取調ヘサルモ已ニ明白シタルモノナレハ敢テ之ヲ取調チ
爲スチ要セス然レ庄之等ノモノカ異議ノ申立アリタルハ尙ホ他ノ証
憑ヲ取調ヘサルヘカラス何トナレハ未タ此ノ自白ハ充分ナル正格ノモ
ノニアラサレハナリ

第二百二十條 証憑調濟ノ後檢事ハ事實及ヒ法律適用ニ
付キ意見ヲ陳述ス可シ

被告人及ヒ其辯護人ハ答辯ヲ爲スコトヲ得

檢事、被告人及ヒ辯護人ハ迭ヒニ辯論ヲ爲スコトヲ得但
辯論ノ最終ニハ被告人又ハ辯護人ヲシテ供述セシムヘ
シ

証憑取調ノ終リタルトキハ檢事ハ事實及ヒ法律ノ適用ニ付テ意見ヲ述
ブベシ蓋シ檢事ハ公訴ノ原告人ナレバ其意見ヲ述ヘテ判事ノ參考ニ供
スヘキナリ被告人辯護人ハ檢事ノ陳述シタルコトニ付テ辯論ヲサスコ
トヲ得之レ辯論自由ノ原則ナリ故ニ檢事被告人辯護人ハ互ニ辯論辨駁
スルヲ得ルモノトス但シ辯論ノ終リニハ被告人又ハ辯護人ヲシテ供述
セシム之レ被告人ノ辯論ヲ保護スルナリ

第二百二十一條 公訴ニ付キ辯論終リタル後民事原告人
ハ被害ノ事實ヲ證明シ且私訴ニ付キ其請求スル所ヲ陳
述ス可シ

被告人、辯護人及ヒ民事擔當人ハ答辯ヲ爲スコトヲ得
公訴ニ付キ事實及ヒ法律適用ノ辯論終リタル後チ民事原告人ハ害ヲ蒙

リタル事實ヲ証明シ且私訴ノ請求スル金錢又ハ物品ノ賠償返還ヲ陳述スヘシ之レ私訴ハ公訴ニ先ツテ判決スヘキモノニアラサレハ公訴ノ辨論終リタル後ニスル所以ナリ又相手方ハ之ヲ答辨スルヲ得

第二百二十二條 被告事件其裁判所ノ管轄ニ屬セサルトキハ判決ヲ以テ管轄違ノ言渡ヲ爲ス可シ若シ被告人勾留ヲ受ケタルトキハ放免ノ言渡ヲ爲ス可シ

本條ノ場合ニ於テ勾留ヲ要スルモノト認メタルトキハ前勾留狀ヲ存シ又ハ新ニ勾留狀ヲ發シ其事件ヲ檢事ニ交付ス可シ

其管轄ニアラサルモノハ之ヲ裁判スルノ權ナキヲ以テ管轄違ノ言渡ヲ爲スヘシ若シ被告人勾留ヲ受ケ居ルトキハ之ヲ放免スルノ言渡ヲ爲スヘシ蓋シ取調中ハ之ヲ拘留スルノ必用モアルヘケレバニ管轄違ヒナルニ於テ拘留ノ必用ナシ然レモ若シ放免スルトキハ再ヒ取押フルコト能ハサル恐レアリテ拘留ヲ要スルトキハ之ヲ放免ノ言渡ヲ爲サズ又ハ放免ノ言渡ヲ爲シ更ニ拘留狀ヲ發シテ檢事ニ送致スヘキモノナリ

第二百二十三條 被告事件其裁判所ノ管轄ニ屬シ且犯罪ノ證據十分ナルトキハ判決ヲ以テ法律ニ從ヒ刑ノ言渡ヲ爲ス可シ

本條ハ一目瞭然敢テ説明ヲ費スノ價直ナシ

第二百二十四條 犯罪ノ證據十分ナラス又ハ被告事件罪トナラサルトキハ判決ヲ以テ無罪ノ言渡ヲ爲シ又第二百六十五條第三號以下ノ場合ニ於テハ判決ヲ以テ免訴ノ言渡ヲ爲ス可シ

犯罪ノ證據不十分ナルトキハ犯罪ヲ証明スルコト能ハサルモノナレハ判決ヲ以テ無罪ノ言渡ヲ爲シ又被告事件罪トナラサルトキハ之ヲ罪スルノ正條ナキヲ以テ無罪ノ言渡ヲ爲スヘシ又公訴ノ時効ニ罹リタルトキ確定判決ヲ經タルトキ大赦アリタルトキ法律ニ於テ其罪ヲ全免スルトキニ於テハ免訴ノ言渡ヲナスモノトス

第二百二十五條 前二條ノ場合ニ於テハ私訴ニ付キ其請求價額ノ多寡ニ拘ハラヌ判決ヲ爲ス可シ

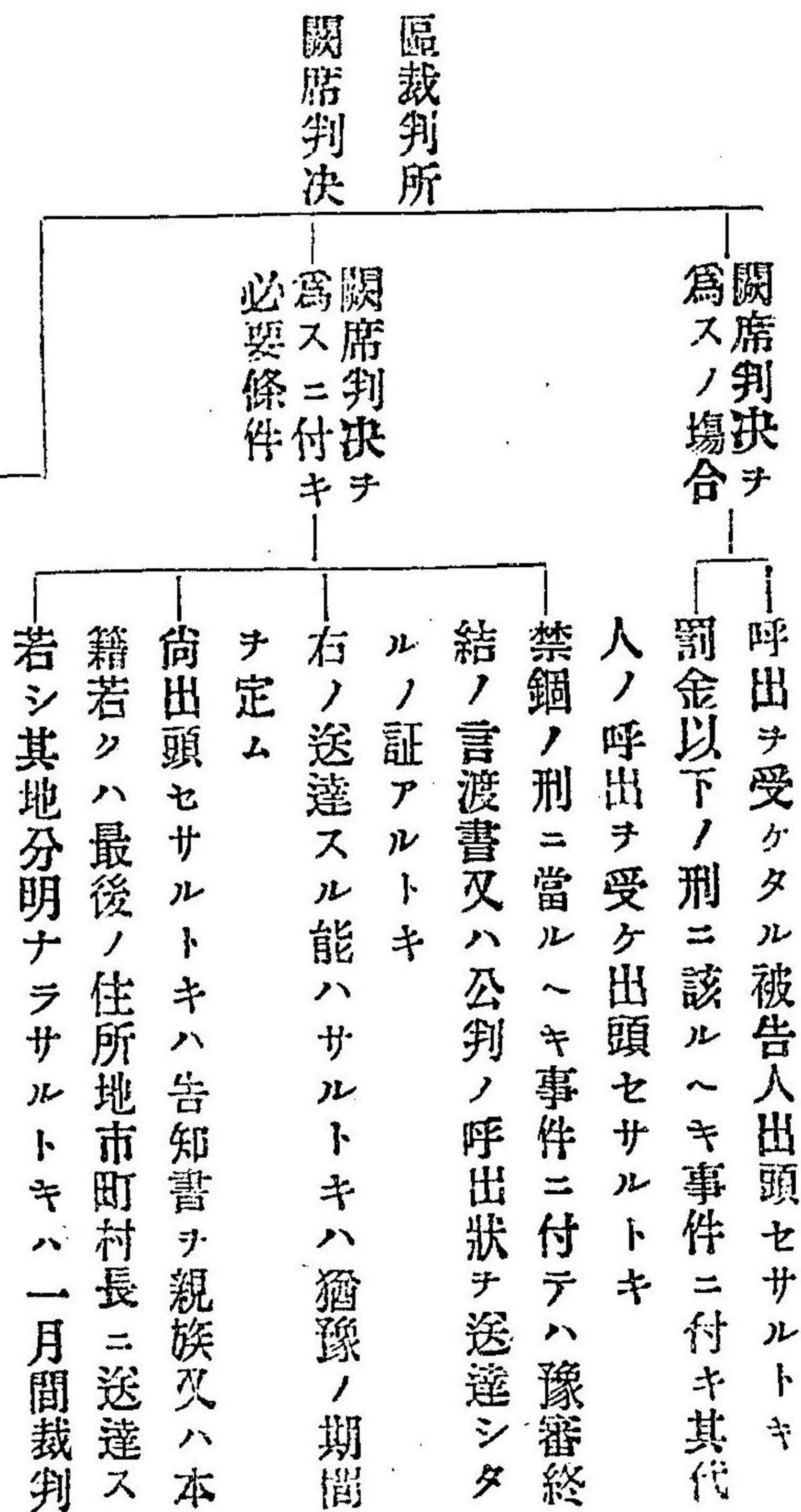
被告人ニ對シ刑ヲ言渡シタルト免訴又ハ無罪ノ言渡ヲ爲シタルトニ論
ナク公訴ニ附帶シタル私訴ニ付キ請求ノ金額カ百圓以下ナルト以上ナ
ルトナ問ハス判決ノ言渡ヲ爲スヘキモノトス

第二百二十六條 呼出ヲ受タル被告人又ハ罰金以下ノ刑
ニ該ルヘキ事件ニ付キ其代人公判ノ期日ニ出頭セサル
トキハ檢事ノ請求スル所ヲ聞キ關席判決ヲ爲スヘシ
被告人又ハ代人カ呼出ヲ受ケ其期日ニ出頭セサルトキハ檢事ノ請求ス
ル處ヲ聞キ欠席ノ儘判決スヘキモノトス蓋シ被告人又ハ其代人ニ於テ
ハ已ニ辨論ヲ拋棄シタルモノナレハ關席判決ヲ爲スヘキモノナリ

第二百二十七條 禁錮ノ刑ニ該ルヘキ事件ニ付キ被告人
出頭セスト雖トモ豫審終結ノ言渡書又ハ公判ノ呼出狀
ヲ本人ニ送達シタル証アルニ非レハ關席判決ヲ爲ス可
カラス

豫審終結ノ言渡書又ハ公判ノ呼出狀ヲ本人ニ送達スル
コト能ハサル場合ニ於テハ裁判所ニテ猶豫ノ期間ヲ定

メ其期間ニ被告人出頭セサルトキハ關席判決ヲ爲ス可
キ告知書其親屬又ハ其本籍若クハ最後ノ住所ノ地ノ市
町村長ニ送達ス可シ若シ其本籍若クハ最後ノ住所ノ地
分明ナラサルトキハ同上ノ告知書ヲ少クトモ一月間裁
判所ノ掲示板ニ貼付シテ公示ス可シ



所ノ揭示板ニ貼付ス
闕席判決言渡書ハ檢事其他訴訟關係ノ請求ニ
依リ闕席者ニ送達ス

第二百二十八條 闕席判決ハ檢事其他訴訟關係人ノ請求
ニ因リ闕席者ニ送達ス可シ
闕席判決ヲ受ケタル者ハ其判決ニ對シ故障ヲ申立ルコ
トヲ得

闕席判決言渡書ハ公訴ニ係ルトキハ檢事私訴ニ係ルトキハ訴訟關係人
ノ請求ニ因リ送達スヘキモノトス
闕席判決ハ被告人ナクシテ原告人タル檢事ノ請求ニヨリ之ヲ爲シタル
モノナレハ正當公平ヲ失スルコトナシトセズ故ニ闕席判決ヲ受タルモ
ノニ故障ヲ爲スコトヲ許ス

第二百二十九條 故障申立ノ期間ハ三日トス此期間ハ罰
金以下ノ刑ヲ言渡シタル判決及ヒ私訴ノ判決ニ付テハ
闕席判決ノ送達ヲ以テ始マリ禁錮ノ刑ヲ言渡シタル判

決ニ付テハ被告人自ラ其送達ヲ受ケ又ハ判決執行ニ因
リ刑ノ言渡アリタルコトヲ知リタル日ヲ以テ始マル
闕席判決故障ノ期間ハ三日ナリ而シテ此ノ期間ノ起算ハ罰金以下ノ刑ヲ
言渡シタル判決及ヒ私訴ノ判決ハ言渡書ノ送達アリタル日ヨリス禁錮
ノ刑ニ付テハ被告人目ラ其送達ヲ受ケタル日又ハ之ヲ知リタル日ヨリ
三日ヲ以テ期間トスルナリ

第二百三十條 故障ヲ申立テントスル者ハ闕席判決ヲ爲
シタル裁判所ニ其申立書ヲ差出ス可シ
故障ヲ爲スニハ故障申立書ヲ闕席判決ヲ爲シタル裁判所即チ原裁判所
ニ差出スモノトス

第二百三十一條 裁判所ニ於テハ故障ノ申立アリタルコ
トヲ相手方ニ通知シ且其事件ヲ公判ニ付ス可キ期日ヲ
定メ訴訟關係人ヲ呼出ス可シ

故障ノ申立ヲ受ケタル原裁判所ハ申立ノアリタルコトヲ相手方即チ檢
事若クハ民事原告人ニ通知シ而テ其事件ヲ公判ニ付スヘキ日限ヲ定メ

訴訟關係人ヲ呼出スヘキモノトス

第二百三十二條 裁判所ニ於テハ職權ヲ以テ故障ヲ許ス可キヤ否ヤ又故障ノ期間ニ於テ申立ヲ爲シタルヤ否ヤヲ調査シ此要件ノ一ヲ缺クトキハ判決ヲ以テ故障ヲ棄却ス可シ

故障ノ許ス可カラサルモノ及故障期間ヲ經過シタル申立ハ裁判所ノ職權ヲ以テ之ヲ棄却スヘキモノトス

第二百三十三條 故障ノ申立ヲ受理シタル場合ニ於テハ更ニ通常ノ規定ニ從ヒ裁判ヲ爲ス可シ

前項ノ場合ニ於テ故障申立人闕席シタルトキハ更ニ故障ヲ申立ルコトヲ得ス

故障ヲ受理シタルトキハ普通公判ヲ爲スノ規定ニ從ヒ裁判ヲ爲ス可キモノナリ此ノ場合ニ於テ再ヒ故障申立ヲ爲シタル被告人闕席シタルトキハ闕席判決ヲ爲ス此ノ判決ニハ再ヒ故障スルヲ得サルナリ何トナレハ訴訟ノ底止スル處ナケレハナリ

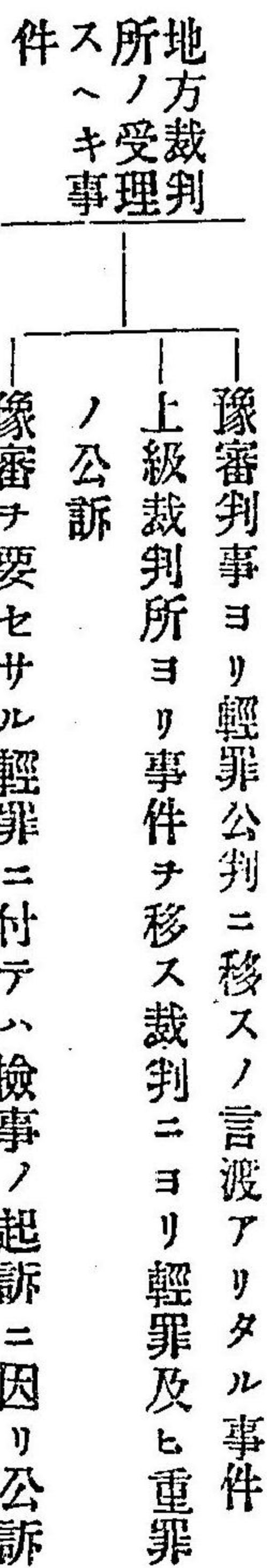
第二百三十四條 第二百四十七條第二百四十八條ノ規定ハ闕席判決ニ對スル故障ニモ亦之ヲ準用ス

本條ハ別ニ註解ヲ加ヘス各本條ニ就テ見ルヘシ

第三章 地方裁判所公判

第二百三十五條 地方裁判所ニ於テハ豫審判事又ハ上級裁判所ヨリ事件ヲ移ス裁判ニ因リ其管轄ニ屬スル輕罪及ヒ重罪ノ公訴ヲ受理ス

又輕罪ニ付テハ檢事ノ起訴ニ因リ其公訴ヲ受理ス



第二百三十六條 前章ノ規定ハ此章ニ別段ノ定メナキモノニ限り地方裁判所ノ輕罪、重罪ノ公判ニ準用ス

區裁判所ノ規定ハ地方裁判所ノ規定中ニ定メナキモノニ限り之ヲ準用スルモノトス

第二百三十七條 重罪事件ニ付テハ開廷前裁判長又ハ受命判事ハ裁判所書記ノ立會ニ依リ一應被告人ヲ訊問シ且辯護人ヲ選任シタルヤ否ヤヲ問フ可シ

若シ辯護人ヲ選任セサルトキハ裁判長ノ職權ヲ以テ其裁判所々屬ノ辯護士中ヨリ之ヲ選任ス可シ被告人及ヒ辯護士ニ異議ナキトキハ辯護士一名ヲシテ被告人數名ノ辯護ヲ爲サシムコトヲ得

書記ハ本條ノ訊問ニ付キ特ニ調書ヲ作ル可シ

重罪事件ニ付テ開廷前ニ判事之カ訊問ヲ爲ス所以ハ重罪ノ刑ニ該ルヘキ事件ハ容易ニ公判ニ取掛ルニ至ラス概子一二月ヲ經過スヘケレハ其間ニハ色々ノ詐偽ヲ構造シ以テ法網ヲ脱セント計ルニ致々タルヘシ故ニ開廷前ニ訊問スルトキハ其犯罪ノ情狀ヲ得ルニ尤モ便益アルヘキヲ以テナリ

輕罪以下ノ刑ニ該ルモノト雖モ辯護人ヲ用フルコトヲ得ルモ之等ハ稍々輕微ナレモ重罪事件ハ事實頗ル重大ナレハ必ス辯護人ヲ用ヒサル可ラズ故ニ重罪事件ナルキハ裁判官ハ辯護人ヲ撰任シタルヤ否ヤヲ問ヒ若シ撰任セサルトキハ官ヨリ撰任シテ辯護人ヲ付スヘキモノトス此ノ辯護人ハ被告人及ヒ辯護士ヨリ異議ナキトキハ一人ノ辯護人ヲ數人ニ通シテ之ヲ用フルコトヲ得ヘキナリ

書記ハ開廷前ノ訊問調書ニ判事ノ訊問被告人ノ陳述及ヒ辯護人撰任ノ問答ヲ記載スヘキモノトス

第二百三十八條 裁判所ニ於テ事實發見ノ爲メ必要ナリトスルトキハ檢事其他訴訟關係人ノ請求ニ因リ又ハ職權ヲ以テ受命判事ヲシテ臨檢ノ處分ヲ爲シ報告ヲ爲サシムルコトヲ得

臨檢ハ豫審ノ手續ニ屬スルモノナレモ裁判所ニ於テハ事實發見ノ爲メ必要ナリトスルトハ檢事其他訴訟關係人ノ請求ニ依リ又ハ職權ヲ以テ之ヲ爲サシムルコトヲ得ルモノトス而テ之ヲ爲スハ裁判長ヨリ命セラ

レタル判事之ヲ爲シテ報告ナサシムルモノナリ

第二百三十九條 裁判所ニ於テハ被告人其罪ヲ自白シタルトキト雖モ仍ホ證據ヲ取調ヘサル可カラズ

被告人其罪狀ヲ自白スト雖モ直ニ之ヲ取テ判決スヘキモノニアラス畢竟スルニ自白ハ證據ノ一タルニ過キス被告人其重罪ヲ免レント欲シテ故サラニ微罪ヲ自白スルカ如キコトナシト謂フ可ラズ故チ以テ自白アリタリト雖モ裁判所ニ於テハ他ノ証憑ヲ取調ヘ以テ裁判官ノ心証トナサ、ル可ラス

第二百四十條 裁判所ニ於テハ被告事件區裁判所ノ管轄ニ屬スルモノト認メタルトキト雖モ第一審ノ判決ヲ爲ス可シ

私訴ニ付キ其請求ノ價額通常民事上區裁判所管轄ニ屬スルトキ亦同シ

地方裁判所ハ區裁判所ノ管轄ニ屬スル被告事件ナルモ又私訴ノ價額ニヨリ區裁判所ニ屬スヘキモノナルモ第一審ノ裁判ヲ爲スヘキモノトス

蓋シ下等裁判所ニ屬スルモノヲ上級裁判所ニ於テ爲スモノナレハ訴訟ノ手續鄭重ニシテ被告人モ訴訟關係人モ共ニ利益ニ販スルモノナレバナリ

第二百四十一條 裁判所ニ於テ輕罪トシテ受理シタル事件ヲ重罪ナリトスルトキ又ハ檢事ヨリ更ニ其事件ヲ重罪トシテ訴追スルコトヲ申立タルトキハ豫審判事ニ送付スル決定ヲ爲ス可シ但被告人勾留ヲ受ケサルトキハ勾留狀ヲ發ス可シ

其被告事件豫審ヲ經タルトキハ公判ヲ止メ更ニ重罪事件トシテ裁判ス可キ旨ノ決定ヲ爲シ受命判事ヲシテ其事件ノ取調ヲ爲シ報告ヲ爲サシム可シ

受命判事ハ豫審判事ニ屬スル處分ヲ爲スコトヲ得
輕罪トシテ訴ヲ受ケタル事件カ取調ノ上重罪ナルトキ又ハ檢事ヨリ更ニ重罪ナリト追訴シタルハ已ニ之ヲ管轄スルノ權ナキヲ以テ豫審ヲ經サル事件ナルトキハ之ヲ豫審判事ニ送致シ又豫審ヲ經タルモノナル

片ハ公訴ヲ止メ重罪公判ニ付スヘキ旨ヲ言渡シ受命判事ヲシテ其取調
ヲ爲シ以テ報告セシムルモノトス而テ此ノ受命判事ハ豫審判事ニ屬ス
ル臨檢搜索物件差押被告人証人ノ訊問ヲ爲スコトヲ得ルモノトス

第五編 上訴

第一章 通則

第二百四十二條 檢事其他訴訟關係人ハ法律ニ許シタル

上訴ヲ爲スコトヲ得

檢事ハ被告人ノ利益ノ爲メニモ亦上訴ヲ爲スコトヲ得

上訴トハ原裁判即チ第一審ノ判決ニ不服ヲ唱ヘテ上級裁判所ニ更ニ判
決ヲ爲サンコトヲ請求スルモノトス此ノ上訴ヲ爲スモノハ檢事其他訴訟
關係人ヨリ之ヲ爲スモノトス

檢事ハ刑事ノ原告人ナルヲ以テ被告人ニ刑ノ適用ヲ請求スルヲ以テ其
職トナスト雖^ニ又被告人ノ利益ノ爲ニモ上訴スルコトヲ得ルナリ

第二百四十三條 辯護人ハ被告人ニ代リ上訴ヲ爲スコト

ヲ得但被告人ノ明言シタル意思ニ反スルコトヲ得ス

辯護人ハ被告人ノ利益ヲ保護スルノ代人ナルヲ以テ被告人ニ代リテ上
訴ヲ爲スコトヲ得ルモノトス然レ^ニ上訴權ノ主者ハ被告人ニアルヲ以
テ此ノ明言シタル意思ニ反スルノ上訴ヲハ代人ナル辯護人ヨリ爲スヲ
許サ、ルナリ

第二百四十四條 被告人ノ法律上代理人ハ獨立シテ上訴

ヲ爲スコトヲ得

法律上ノ代理人ハ無能力者ノ爲メ何人ノ意思ニモ從フコトヲ要セス獨
立シテ上訴スルコトヲ得ルモノトス蓋シ被告人ハ元ト無能力者ナレハ
充分ノ權利ヲ有セス從テ智識モ充分ナラサレハ之ヲ代理人タルモノハ
此ノ智識ノ不充分ナルモノ、意ニ從フナク當然之ヲ保護スル爲メニ上
訴スルコトヲ許スモノトス

第二百四十五條 拘留ヲ受ケタル被告人上訴ヲ爲スニハ

其申立書ヲ監獄署長ニ差出シ署長ハ之ヲ其裁判所ニ送
致ス可シ

拘留ヲ受ケタル被告人ハ身体ヲ拘束監禁セラレ自由ヲ束縛セラレタル

モノナレハ上訴ヲ爲スニモ自ラ裁判所ニ至ルコトヲ得サルニヨリ上訴
ヲ爲サントスルルハ上訴ノ申立書ヲ監獄署長ニ差出シ署長ハ之ヲ裁判
所ニ取次クヘキモノナリ

第二百四十六條 檢事ヲ除ク外上訴ヲ爲シタル者ハ其判

決アルマテ何時ニテモ之ヲ取下クルコトヲ得

檢事ハ上訴ヲ爲シタル後ニ上訴ヲ取下クルコトヲ許サス之レ上訴ヲ爲
シタルモ檢事ノ私有ニアラスシテ社會ノ代理トシテ之ヲ爲シタルモノ
ナレハ勝手ニ之ヲ取捨スルヲ許サス其他ノ上訴ヲ爲シタルモノハ判決
アルマテ何時ニテ之ヲ取下クルコトヲ得蓋シ是等ノモノハ自己ノ權利
ニテ之ヲ爲シタルモノナレハ自己ニ不利益ト認メタルトキハ何時取下
ヲ爲スモ勝手ナリ

第二百四十七條 訴訟關係人天災其他避ク可カラサル事

**變ノ爲メ上訴期間ヲ過經シタル場合ニ於テ其旨ヲ疏明
シタルトキハ期間ヲ經過シタルニ因リ失ヒタル權利ヲ
回復スルコトヲ得但障礙ノ止ミタル日ヨリ通常ノ期間**

内ニ其疏明方法ヲ申立書ニ記載シ上訴ヲ爲ス可シ

天災ハ水風震ノ災ノ如キヲ云フ避ク可ラサル事變トハ出火戰爭ノ如キ
ヲ云フ天災又ハ避ク可ラサル事變ニ遭遇シテ上訴期限ヲ經過シタルモ
ノハ其旨ヲ疏明シタルトキハ期間ヲ經過シ爲ニ上訴スルコトヲ得サル
ノ權利ヲ回復シテ其障礙ノ止ミタル日ヨリ普通ノ上訴期間ヲ得ルモノ
トス畢竟スルニ水火風震災ハ自己ノ過失又ハ怠慢ヨリ生シタルモノニ
アラサレハナリ故ニ權利ヲ恢復スルコトヲ得

第二百四十八條 前條ノ申立アリタルトキハ裁判所書記

**速ニ其申立書ヲ相手方ニ送達ス可シ相手方ハ三日内ニ
答辯書ヲ差出スコトヲ得**

上訴ヲ裁判ス可キ裁判所ニ於テハ檢事ノ意見ヲ聽キ先
ツ其申立ヲ許ス可キヤ否ヤヲ決定ス可シ

本條ハ前條ノ場合ニ遭遇シタルモノヨリ上訴ヲ爲シタルルノ手續ナリ

第二百四十九條 上訴完結ノ後其訴訟記録ハ上訴審ニ於

テ爲シタル裁判ノ謄本ト共ニ第一審裁判所ニ之ヲ返還

ス可シ

上訴審トハ上訴ヲ受ケタル裁判所カ判決ヲ爲シタルモノヲ云フ第一審
裁判所トハ原裁判所ナリ

第二章 控訴

第二百五十條 控訴ハ區裁判所又ハ地方裁判所ノ第一審
ニ於テ爲シタル本案ノ判決及ヒ第百八十七條ニ規定シ
タル本案前ノ判決ニ對シ之ヲ爲スコトヲ得

控訴ハ區裁判所又ハ地方裁判所ノ第一審ニ於テ爲シタル本案ノ判決及
ヒ管轄違ヒ又ハ公訴受理ス可ラサル申立ヲ爲シタルニ裁判所ニ於テ却
下シタル片ニ於テ之ヲ爲スモノトス

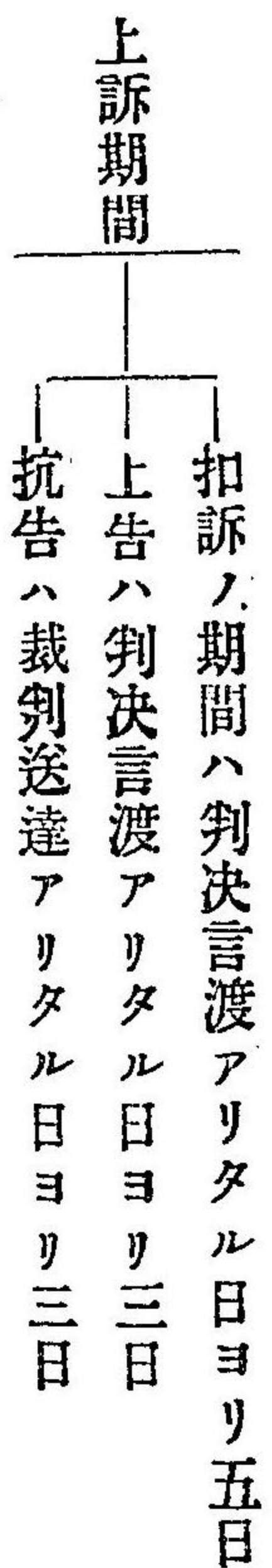
第二百五十一條 控訴ハ判決ノ一分ニ限り之ヲ爲スコト
ヲ得若シ之ヲ限ラサルトキハ判決ノ全部ニ對シ控訴ヲ
爲シタルモノト看做ス可シ

控訴ハ原判決ノ全部又ハ一分ニ限り之ヲ爲スコトヲ得其一分ニ付キ控
訴ヲ爲サントスル片ハ之ヲ限ルヘキナリ若シ之ヲ限ラサル片ハ判決ノ

全部ニ對シ控訴シタルモノト見做スヘシ

第二百五十二條 控訴ノ期間ハ判決言渡アリタル日ヨリ
五日トス

關席判決ヲ受ケタル者ハ故障ノ期間内故障ヲ爲サスシ
テ直チニ控訴ヲ爲スコトヲ得



第二百五十三條 本案ノ判決ニ對スル控訴ノ期間内及ヒ
控訴アリタルトキハ判決ノ執行ヲ停止ス

裁判ノ言渡アリタルトキハ之ヲ執行セサレバ其効ヲ奏スルコト能ハズ何
トナレハ之カ爲メ苦痛ヲ感スヘキモノナレハナリ然リト雖モ裁判官ト
雖モ誤謬ナキヲ保セズ又被告人ハ辨論ノ自由ニ依リテ不服ナル片ハ此
ノ判決ニ對シ控訴上告等ヲ爲スチ得故ニ此ノ期間ヲ豫定シ此ノ間ニ於
テ上訴ヲ爲サシムルモノナリ故ニ此ノ期限内ハ判決言渡アリタルトハ

云へ未確定ナリ已ニ未確定ナルトキハ直ニ執行スルヲ得ス依テ控訴ノ期間ハ之ヲ停止ス又控訴アリタルトキハ直ニ執行スルヲ得ス依テ控訴ノ期間ハ之ヲ停止ス又控訴アリタルキハ此ノ判決ノ是非ハ不明ノモノナレバ控訴ノ裁判ヲ待タサルヘカラズ故ニ此ノ場合ニモ又判決ノ執行ヲ停止スルモノトス

第二百五十四條 控訴ヲ爲スニハ其申立書ヲ原裁判所ニ差出ス可シ

裁判所ハ控訴ノ申立アリタルコトヲ速ニ相手方ニ通知スヘシ

相手方ニ通知スル所以ノモノハ相手方ハ控訴アリタルニ付テ夫々訴訟ノ準備ヲ爲サ子バナラヌニ依リテ裁判所ヨリ之ヲ通知スルモノトス

第二百五十五條 原裁判所ニ於テハ期間ヲ經過シタル控訴ノ申立ハ決定ヲ以テ之ヲ棄却ス可シ此決定ニ對シテハ抗告ヲ爲スコトヲ得

控訴ノ期間タル判決言渡アリタル日ヨリ五日ヲ經過シタルノ申立ハ原

裁判所ニ於テ決定ヲ以テ之ヲ棄却スルモノトス而テ此ノ決定ニ不服ナルトキハ抗告スルコトヲ許ス

第二百五十六條 訴訟記録ハ檢事ヨリ控訴裁判所ノ檢事ニ送致シ其檢事ハ之ヲ裁判所ニ差出ス可シ

公訴ノ判決ニ對シ控訴アリタル場合ニ於テ被告人勾留ヲ受ケタルトキハ檢事ヨリ之ヲ控訴裁判所ノ監獄ニ移ス可シ

訴訟記録ハ控訴ノ裁判ヲ爲スノ原資ナレハ之ヲ原裁判所ノ檢事ヨリ控訴裁判所ノ檢事ニ送り控訴裁判所ノ檢事ハ又之ヲ控訴裁判所ニ差出スモノトス

被告人居ラサレハ裁判ヲ爲ス能ハス故ニ控訴アリタルトキハ檢事ヨリ之ヲ控訴裁判所所在地ノ監獄ニ移スモノナリ

第二百五十七條 控訴裁判所ニ於テハ訴訟關係人ニ對シ呼出狀ヲ發シタル後其裁判ニ取掛ル可シ
呼出狀ノ送達ト出頭トノ間少クトモ一日ノ猶豫アル可

シ

控訴ノ裁判ヲ爲スニハ先ツ訴訟關係人ニ呼出狀ヲ發シ然ル後ニ於テ裁判ニ取掛ルヘキモノトス

呼出狀ノ送達ト出頭ノ間少クモ二日ノ猶豫ヲ與フルモノトス

第二百五十八條 控訴ノ裁判ニ付テハ地方裁判所ノ第一審ニ關スル規定ヲ適用ス

第一審ニ於テ訊問シタル證人又ハ鑑定ヲ爲シタル鑑定人ハ控訴裁判所ニ於テ其再度ノ訊問鑑定ヲ必要ナリトスルトキハ之ヲ呼出サ、ルコトヲ得

本條ハ別ニ解釋ヲ要セスシテ明瞭ナリ

第二百五十九條 控訴ノ相手方ハ其判決アルマテ附帶控訴ヲ爲スコトヲ得

控訴裁判所ノ檢事モ亦附帶控訴ヲ爲スコトヲ得

附帶ノ控訴トハ控訴申立ノ期間經過シタル後控訴ノ相手方ヨリ申立人ノ控訴ニ附帶シテ申立ツルモノヲ云フ

控訴裁判所檢事モ又附帶控訴ヲ爲スコトヲ得

第二百六十條 控訴裁判所ニ於テハ控訴ノ期間内ニ於テ申立ヲ爲シタルヤ否ヤヲ調査シ期間ノ經過後ニ係ルモノト認ムルトキハ判決ヲ以テ控訴ヲ棄却ス可シ

控訴申立ノ期間ヲ經過シタルモノハ之ヲ爲スノ權利ナキモノナレハ之ヲ棄却スヘキモノトス

第二百六十一條 控訴裁判所ニ於テハ控訴ヲ理由ナシトスルキハ判決ヲ以テ控訴ヲ棄却ス可シ

控訴ヲ理由アリトスルトキハ原判決ヲ取消シ更ニ判決ヲ爲ス可シ

控訴裁判所ハ控訴ノ理由アルヤナキヤヲ取調ヘ理由ナキトキハ之ヲ棄却シ理由アリトスルキハ原判決ヲ取消シテ更ニ判決ヲ爲スヘキモノトス

第二百六十二條 控訴裁判所ニ於テハ原裁判所ノ管轄違ナルユトヲ認メタルトキハ原判決ヲ取消ス可シ此場合

ニ於テ拘留ヲ要スルモノト認メタルトキハ前勾留狀ヲ存シ又ハ新ニ拘留狀ヲ發シ其事件ヲ檢事ニ交付ス可シ
原裁判所ニ於テ不當ニ管轄違ヲ言渡シタルトキハ其判決ヲ取消シ事件ヲ其裁判所ニ差戻ス可シ

本條ハ管轄違ヒニ依リ控訴ノ起リタル場合ヲ定メタルモノナリ

原裁判所カ管轄ニアラサル事件ヲ判決シタルモノナルトキハ原判決ヲ取消シ被告人ヲ拘留スヘキモノナルトキハ前原裁判所カ發シタル拘留狀ヲ生シ又ハ新ニ拘留狀ヲ發シ檢事ニ交付スヘキモノトス

又原裁判所カ其裁判所ニ管轄スヘキモノナルニ管轄違ヒノ言渡ヲナシタルモノナルトキハ原判決ヲ取消シ其事件ヲ原裁判所ニ差戻シテ更ニ裁判ヲ爲サシムルモノトス

第二百六十三條 前條第一項ノ場合ニ於テ控訴ヲ受ケタル地方裁判所自ラ其事件ニ付キ第一審トシテ裁判權ヲ有スルトキハ更ニ其事件ニ付キ判決ヲ爲ス可シ但事件重罪ナルキハ第二百四十一條ノ規定ニ從ヒ處分ス可シ

原裁判所ノ管轄違ナルコトヲ認メテ原判決ヲ取消シタル場合ニ於テ控訴ヲ受ケタル地方裁判所（即チ區裁判所第一審ノ判決ニ係ル控訴ナルキ）カ自ラ其事件ヲ一審ノ裁判ヲナスモノナルキハ更ニ其事件ヲ判決スヘキモノトス而テ事件カ重罪ナルトキハ第二百四十一條ニ依リテ處分スヘキモノトス

第二百六十四條 控訴院ニ於テ地方裁判所カ輕罪ナリト判決シタル事件ヲ重罪ナリトスルトキ又ハ其事件ヲ重罪ナリトシテ主タル控訴又ハ附帶控訴アリタルトキハ其公判ヲ止メ更ニ重罪事件トシテ裁判ス可キ旨ノ決定ヲ爲シ受命判事ヲシテ其事件ノ取調ヲ爲シ報告ヲ爲サシム可シ
受命判事ハ豫審判事ニ屬スル處分ヲ爲スコトヲ得
本條ノ場合ニ於テ被告人辯護人ヲ選任セサルトキハ第二百三十七條第二項ノ規定ニ從ヒ裁判長ノ職權ヲ以テ辯護人ヲ選任ス可シ

地方裁判所カ輕罪ナリト判決シタル事件ヲ控訴院ニ於テ重罪ナリトスルトキ又ハ其事件ヲ重罪ナリトシタル主タル控訴（地方裁判所檢事ヨリセシモノ）又ハ附帶控訴（控訴裁判所檢事ヨリセシモノ）アリタルキハ其公判ヲ止メテ更ニ重罪事件トシテ裁判スルノ言渡ヲ爲シ而シテ受命判事ニ其取調ヲ爲シ報告セシム此ノ命ヲ受ケタル判事ハ豫審ニ屬スル處分ヲ爲シテ取調ヲナスコトヲ許ス

本條ノ場合ニ於テ被告人辯護人ヲ選任セサルトキハ裁判長ノ職權ヲ以テ辯護人ヲ選任スヘシ但シ重罪事件ニハ是罪辯護人ヲ入レサル可ラサルヲ以テナリ

第二百六十五條 被告人辯護人又ハ法律上代理人ノミ控訴ヲ爲シタルトキハ原判決ヲ變更シテ被告人ノ不利益ト爲スコトヲ許サス
被告人ノ利益ノ爲メ檢事ヨリ控訴ヲ爲シタルトキ亦同シ

刑ノ錯誤ハ公ケノ秩序ニ關スルヲ以テ仮令錯誤ノ点ニ控訴ナキト雖モ

之ヲ取消シ更ニ判決ヲ爲スヘキモノ、如シト雖モ被告人辯護人代理人ノミ控訴ヲ爲シタル場合ニ於テハ原裁判ヨリ重キ刑ヲ言渡スコトヲ得ス何トナレハ被告人等ハ刑ノ輕カランヲ欲シテ控訴シタルモノナレバ此ノ控訴ヨリ發見シタルニ因リ已ニ前刑ヲ甘シタル社會ハ再ヒ之ヲ重クスルノ念アルベカラズ

檢事ヨリ被告人ノ利益ノ爲メニ控訴シタルモノ亦全一ノ理ナリ

第二百六十六條 控訴申立人出頭セサルトキハ闕席判決ヲ以テ控訴ヲ棄却シ相手方出頭セサルトキハ申立人ノ意見ヲ聽キ闕席判決ヲ爲ス可シ

控訴ナルモノハ元ト控訴申立人ヨリ成立セシモノナレバ其主タル控訴申立人ニ於テ出頭セサルキハ之レ控訴ヲ拋棄シタルモ全一ナレハ闕席判決ヲ以テ控訴ヲ棄却スヘキモノトス
相手方ノミ出頭セサルトキハ申立人ノ不都合ニアラサレハ之ヲ棄却セスシテ申立人ノ意見ヲ聞キ闕席判決スヘキモノトス

第三章 上告

明治十九年六月
勅令第四十六號
罰金及追徴ノ言
渡ヲ受ケタル者
上告ヲ爲サント
スルトキハ其罰
金及追徴金ノ十
分ノ一ニ當ル金
額ヲ上告趣意書
ニ添へ原裁判所
書記局ニ預置ク
可シ否ヲサレハ
上告ヲ爲スコト
ヲ得ス若シ上告
不當ナルトキハ
大審院ニ於テ其
全部又ハ幾分ヲ
没入スルノ言渡
ヲ爲スヘシ

第二百六十七條 上告ハ地方裁判所又ハ控訴院ノ第二審ニ於テ爲シタル本案ノ判決及ヒ第八十七條ニ規定シタル本案前ノ判決ニ對シ之ヲ爲スコトヲ得

上告ハ第二審ノ裁判ヲ經タルモノニアラサレハ之ヲ爲スコトヲ得サルモノトス然レモ第八十七條ニ規定シタル管轄違ノ申立又ハ公訴受理ス可ラサル申立ヲ却下シタルモ上告シ得ルモノナリトス

第二百六十八條 上告ハ法律ハ違背シタル裁判ナルコトヲ理由トスルトキニ限り之ヲ爲スコトヲ得

法則ヲ適用セス又ハ不當ニ適用シタルトキハ法律ニ違背シタルモノトス

上告ハ事實ノ争ヒテ裁判スル處ニアラスシテ裁判カ法律ニ背キタルモノナルコトヲ理由トスル時ニ限リテ爲スモノトス

法則ヲ適用セス又ハ法則ヲ不當ニ適用シタルモ其裁判ハ法律ニ背キタルモノトシテ上告ヲ爲スヲ得ルナリ

第二百六十九條 裁判ハ左ノ場合ニ於テ常ニ法律ニ違背

シタルモノトス

第一 規定ニ從ヒ判決裁判所ヲ構成セサリシトキ

第二 法律ニ依リ職務ノ執行ヨリ除斥セラレタル判

事裁判ニ參與シタルトキ但忌避ノ申請又ハ上訴ヲ

以テ除斥ノ理由ヲ主張シタルモ其效ナカリシトキ

ハ之ヲ以テ上告ノ理由ト爲スコトヲ得ス

第三 判事忌避セラレ其忌避ノ申請ヲ理由アリト認

メタルニ拘ハラス裁判ニ參與シタルトキ

第四 裁判所ニ於テ其管轄又ハ管轄違ヲ不當ニ認メ

タルトキ

第五 法律ニ背キ公訴ヲ受理シ又ハ受理セサルトキ

第六 法律ニ定メタル場合ニ於テ檢事ノ意見ヲ聽カ

サルトキ

第七 裁判所ニ於テ請求ヲ受ケタル事件ニ付キ判決

ヲ爲サス又ハ職權ヲ以テ判決スルコトヲ得ヘキ

場合ヲ除ク外請求ヲ受ケサル事件ニ付キ判決ヲ爲シタルトキ

第八 判決ヲ公行セス又ハ公開ヲ禁スル言渡ナクシテ辯論ヲ公ニセサルトキ

第九 裁判ニ理由ヲ付セス又ハ其理由ノ齟齬アルトキ

第十 擬律ノ錯誤アルトキ

第一 規定ニ從ヒ判決裁判所ヲ構成セサリシトハ裁判官ノ定員ヲ欠キ又ハ檢事ノ立會ナク及ヒ書記ノ立會モナクシテ判決ヲ爲シタル等ノ如キヲ云フ

第二 除斥セラレタル判事トハ第四十條ニ掲ケタル四個ノ原由中ノ一アリタルハ此ノ判事ヲ裁判ニ參與シタルトキハ仮令公平ノ判決ヲ爲シタリト雖モ法律ハ之ヲ真正ノ裁判ト認メス故ニ上告ノ理由トナスコトヲ得ルナリ然レモ訴訟關係人ヨリ扣訴抗告ヲ爲シテ除斥ヲ主張シタルモ其効ナカリシハ上告ノ理由トナスヲ得ス

第三 判事ヲ第四十一條ニ依リ忌避セラレ其申請ヲ理由アリト認メタルニモ拘ハラス裁判ニ參與シタルハ之ヲ正當判決ト見ルヲ得ス故ニ上告ヲ許スナリ

第四 管轄スヘキモノナルニ管轄ニアラスト言渡シ又ハ管轄スヘキモノニアラサルニ管轄シテ判決ヲ與ヘタルハ

第五 法律ニ背キ公訴ヲ受理シ又ハ受理セサルハ是レ不法ノ裁判ナルヲ以テ之ヲ保護スルノ理アラサレハナリ

第六 法律ニ定メタル場合ニ於テ檢事ノ意見ヲ聽カサルトキハ重要ナルコトヲ輕忽ニシテ判事獨斷シタルモノナレハ亦信スルニ足ラサレハナリ

第七 請求ヲ受ケタル事件ニ付判決ヲ爲サ、ルトキ是レ一旦訴ヲ受ケタルハ必ス之ヲ判決スヘキモノナレハナリ

第八 裁判ヲ公行スルハ裁判ノ公平ヲ維持シ信憑ヲ社會ニ保ツタメ公衆ニ示スモノナレバ之ヲ密行シタルハ不當ノ嫌疑ヲ免カレサレバナリ又傍聽ヲ禁スル言渡ナクシテ辯論ヲ公ニセサルトキハ之又公平

ト謂フヘカラサレハナリ

第九 裁判ニ理由ヲ付セサルトキハ其ノ理非ヲ知ル能ハザレバナリ又其理由ニ齟齬アルトキハ無論判決ニモ又誤謬アリタルモノト見做サ、ルヲ得サレバナリ

第十 擬律ノ錯誤トハ必スシモ刑ノ適用ノミニ限ラス法律ニ違反シテ訟關係人ノ負擔スヘキ利害ニ關スル言渡ハ總テ錯誤ノ内ニ包含シタルモノナリトス

第二百七十條 免訴又ハ無罪ノ言渡アリタル場合ニ於テハ被告人ノ利益ノ爲メ設ケタル規定ニ背キタルコト又ハ土地ノ管轄違アリト雖モ上告ノ理由ト爲スコトヲ得ス

免訴無罪ノ言渡ハ被告人ニ利益ナルヲ以テ上告ヲ許サス又土地即チ犯罪ノ場所ニ付テノ管轄違アリト雖モ免訴又ハ無罪ノ言渡シアリタル場合ハ之ヲ主張シテ上告ヲ爲スヲ許サス蓋シ被告人ノ利益ナル言渡シナルヲ以テナリ

第二百七十一條 上告申立ノ期間ハ判決言渡アリタル日ヨリ三日トス

上告ヲ爲スノ期間ハ二審ノ裁判言渡アリタル日ヨリ三日トス若シ此ノ三日ヲ經過スルキハ上告ノ權ヲ失フモノトス

第二百七十二條 本案ノ判決ニ對スル上告ノ期間内及ヒ上告ノ申立アリタルトキハ拘留及ヒ放免ノ言渡ヲ除ク外判決ノ執行ヲ停止ス

判決ノ執行ヲ停止スル所以ノモノハ上告ノ期間内及ヒ上告アリタルトキハ判決確定セサルモノナルヲ以テナリ然レモ拘留及放免ノ言渡ハ之ヲ停止セサルモノトス若シ之ヲ停止シタルキハ被告人ヲ放免セサル可ラサレバナリ

第二百七十三條 上告ヲ爲スニハ其申立書ヲ原裁判所ニ差出シ且其申立ヲ爲シタル日ヨリ五日内ニ趣意書ヲ差出ス可シ

裁判所ハ上告申立書及ヒ趣意書ヲ受取りタルニリ二十

四時間内ニ之ヲ相手方ニ送達ス可シ

「原裁判所ニ差出スヘシ

上告申立書ヲ三日内ニ差出スモノトス

理由相手人ニ上告ヲ爲ス可キヲ通知シ刑ノ執行ヲ

停止スルニ必要ナリ

申立ヲ爲シタルヨリ五日内ニ趣意書ヲ差出スヘシ

申立書ハ上告ヲ爲スト云フ迄ナレハ趣意書ヲ差出サ

、レハ上告ヲ受理スヘキモノニアラス

趣意書ニハ破毀ヲ求ムルノ原由等ヲ記スヘシ

原裁判所ニ差出スヘシ

裁判所ハ二十四時内ニ相手方ニ送達スヘシ

相手方ハ之ヲ受取リタルヨリ五日内ニ答辯書ヲ差出ス

上告ノ手續

第二百七十五條 檢事ヨリ差出ス可キ上告申立書及ヒ趣

意書又ハ答辯書ハ二通ヲ作り一通ヲ上告裁判所ニ差出

シ一通ヲ相手方ニ送達ス可シ

私訴ノ判決ニ對シ訴訟關係人ヨリ差出ス可キ上告申立

書及ヒ趣意書又ハ答辯書ニ付テモ亦同シ

檢事及ヒ私訴ノ判決ニ對シ上告ヲ爲ス訴訟關係人ノ差出ス申立書及ヒ

趣意書又ハ答辯書ハ二通ヲ作り一通ヲ上告裁判所ニ一通ヲ上告相手方

ニ送達スヘキモノナリ

第二百七十六條 原裁判所ニ於テハ期間ヲ經過シタル

上告ハ決定ヲ以テ之ヲ棄却ス可シ此決定ニ對シテハ

抗告ヲ爲スユトヲ得

上告期限ヲ經過シタル申立ナルトキハ原裁判所ニ於テハ決定ヲ以テ之

ヲ棄却スヘキモノトス而シテ又此ノ決定ニ對シ不服ナルトキハ抗告スル

コトヲ許スナリ

第二百七十七條 訴訟記録ハ檢事ヨリ上告裁判所ノ檢事

ニ送致シ其檢事ハ之ヲ裁判所ニ差出ス可シ

本條ハ別ニ説明ヲ爲スノ必要ナシ

第二百七十八條 上告ノ相手方ハ其判決アルマテ附帶上

告ヲ爲スユトヲ得

上告裁判所ノ檢事モ亦附帶上告ヲ爲スコトヲ得

附帶ノ上告トハ上告申立ノ期間經過シタル後相手人ヨリ申立人ノ上告ニ附帶シテ爲スヲ云フ蓋シ附帶上告ヲ許スハ訴訟關係人ニ平等ノ利益ヲ與フルヲ旨トスルモノトス

第二百七十九條 上告申立人及ヒ相手方ハ辯護士ヲ差出

スコトヲ得

重罪ノ刑ノ言渡ヲ受ケタル者上告ヲ爲シ又ハ檢事ヨリ重罪ノ刑ニ該ル可キモノトシテ上告ヲ爲シタル場合ニ於テ刑ノ言渡ヲ受ケタル者自ラ辯護士ヲ選任セサルトキハ上告裁判長ノ職權ヲ以テ其裁判所々屬ノ辯護士中ヨリ之ヲ選任ス可シ

上告裁判ハ申立人自ラ出廷シテ辨論ヲ爲スヘキモノニアラス故ニ辯護士ヲ差出スヘキモノトス蓋シ上告ハ法律上ノ疑義ニ屬シ頗ル高尚ニ涉ルヲ以テ専門ノ學者ニアラサレハ徒ニ無用ノ贅言ヲ費ヤシ以テ日時ヲ遷延スルノ恐れアリ故ニ重罪ノ事件ナルトキハ刑ノ言渡ヲ受ケタルモ

ノヨリ辯護士ヲ出サ、レハ上告裁判所長ヨリ之ヲ選任スヘキモノトス又輕罪上告ノ裁判ニ辯護士ヲ差出サ、ルハ對審ノ利益ヲ失フモノトス然レモ趣意書及ヒ答辨書ヲ以テ裁判スルモノナレバ之カ影響ヲ受クルコト少ナシ故ニ辯護士ナキモ上告裁判所ハ判決ヲ爲スモノナリ

第二百八十條 裁判長ハ受命判事ヲ定ム可シ

受命判事ハ訴訟記録ヲ檢閲シ其報告ヲ作ル可シ但自己ノ意見ヲ付ス可カラス

裁判長ハ其事件ニ付キ受命判事ヲ定メテ之ヲ專任セシムヘキモノトス受命判事訴訟記録ヲ檢閲シテ其報告ヲ作ルヘキモノトス而シテ此ノ報告書ニハ自己ノ意見ヲ付スヘカラス何トナレハ自己ノ意見ヲ付スルハ他ノ評定官ニ先入ノ心証トナルヲ以テナリ

第二百八十一條 上告申立人及ヒ相手方ハ受命判事ノ報告書ヲ差出スマテハ其趣意ヲ擴張ス可キ辯明書ヲ上告裁判所ニ差出スコトヲ得

受命判事報告書ヲ差出シタル後辯明書ヲ差出シタルト

キハ之ヲ其報告書ニ添フ可シ

・ 辨明書ハ上告又ハ答辨ノ趣意ヲ擴張シ之ヲ貫徹セシメンカ爲ニ理由及ヒ証憑ヲ増加スルモノナリ而テ之ヲ差出スニハ受命判事ノ報告書ヲ作ルマテニ差出スモノトス若シ已ニ報告書ヲ差出シタル後ナルルキハ參考トシテ報告書ニ添フヘキモノトス

第二百八十二條 裁判所書記ハ開廷ヨリ三日前ニ開廷ノ

期日ヲ上告申立人及ヒ相手方ノ辯護士ニ報知ス可シ

本條ノ通知ヲ爲スノ所以ハ夫々開廷當日ノ準備ヲ完全ナラシメンカ爲ナリ

第二百八十三條 開廷ノ日ニハ受命判事先ツ其上告書ヲ

朗讀スベシ

・ 檢事及ヒ辯護士ハ各其趣意ヲ辯明ス可シ

・ 私訴ノ上告ニ付テハ檢事最終ニ其意見ヲ陳述ス可シ

本條ハ上告裁判ノ手續ヲ定メタルモノニシテ開廷ノ日ニハ受命判事報告書ヲ讀上ケ檢事及ヒ辯護士ハ互ニ其上告ノ趣意ヲ辯明スヘキモノト

ス又私訴ノ上告ナルルキハ檢事ハ最終ニ其意見ヲ陳述スヘキモノナリ

第二百八十四條 上告申立人又ハ相手方ヨリ辯護士ヲ差

出ササルトキハ其儘ニテ判決ヲ爲ス可シ

上告申立人又ハ相手方ヨリ辯護士ヲ差出サ、ルキニ於テハ其儘ニ判決ヲ爲スモノトス而テ闕席ノ儘ニテ裁判言渡ヲ爲シタリト雖モ總テ對審ノ効果ト異ナルコトナシ

第二百八十五條 上告裁判所ニ於テハ上告ノ理由ナキト

キ又ハ法律上ノ方式及ヒ期間内ニ於テ起ササルトキハ判決ヲ以テ之ヲ棄却ス可シ

上告ノ理由ナキ時即チ法律ニ違背シタル裁判ナラサルルキ又ハ法律上ノ手續ヲ履マサルモノ及ヒ上告ノ期間内ニ於テ申立サルルキハ判決ヲ以テ上告ヲ棄却スヘキモノトス

第二百八十六條 上告ヲ理由アリトスルトキハ其上告ニ

係ル判決ノ部分ヲ破毀シ其事件ヲ他ノ裁判所ニ移ス言渡ヲ爲ス可シ但後二條ニ記載シタル場合ハ此限ニ在ラ

ス
上告ノ理由アリトスル片ハ其上告ニ係ル部分丈ケテ破毀シ他ノ裁判所ニ移スノ言渡ヲ爲スヘキモノトス故ニ上告ニ係ラサル全部ヲ破毀スルコトヲ得サルモノトス何トナレハ無告不理ハ法律ノ原則ナルヲ以テ其上告セサルモノヲ破毀スルノ理由ナキヲ以テナリ然リト雖モ第二百八十七條第二百八十八條ノ場合ハ此ノ限ニアラサルモノナリ

第二百八十七條 擬律ノ錯誤又ハ法律ニ背キ公訴ヲ受理シタルニ因リ判決ヲ破毀シタルトキハ其事件ヲ他ノ裁判所ニ移スコトナク上告裁判所ニ於テ直ニ判決ヲ爲ス可シ

第二百八十八條 公判ノ手續規定ニ背キタルコトアリト雖モ其後ノ手續ニ利害ヲ及ホササルトキハ其事件ヲ他ノ裁判所ニ移スコトナク止タ其手續ヲ破毀ス可シ

此ノ二條ノ場合ハ全部ヲ破毀シテ他ノ裁判所ニ移サス上告裁判所ニ於テ直ニ判決ヲ爲スヘキモノトス

第二百八十九條 判決ノ一分ニ對シ上告アリタル場合ニ於テ他ノ部分ニ關係アルトキハ其部分ヲモ破毀ス可シ
擬律ノ錯誤又ハ法律ニ背キ公訴ヲ受理シタルニ因リ被告人ノ利益ノ爲メニ判決ヲ破毀シタルトキハ其利益ハ上告ヲ爲ササル共同被告人ニモ及ホス可シ

判決ノ一分ヲ限リ上告アリタル事件カ他ノ部分ニ關係アルトキハ其部分ヲモ破毀スヘキモノトス

擬律ノ錯誤又ハ法律ニ背キ公訴ヲ受理シタルニ依リ被告人ノ利益ノ爲ニ破毀シタルトキハ其利益ハ自カラ上告ヲ爲サ、ル共同被告人ニ及ホスハ之レ理ノ然ラシムル處ナリ

第二百九十條 上告裁判所ニ於テ破毀シタル事件ヲ他ノ裁判所ニ移ス言渡ヲ爲ス可キトキハ原裁判所ニ接近シタル同等ノ裁判所ヲ指定ス可シ其單ニ私訴ニ係ル事件ハ之ヲ其裁判所ノ民事部ニ移ス可シ

本條ハ破毀ノ事件ヲ他ノ裁判所ニ移スルノ裁判所ヲ定メタルモノナル

ヲ以テ愛ニ之カ理由ヲ説カスシテ明瞭ナリ

第二百九十一條 第二百六十五條ノ規定ハ上告ニモ又之

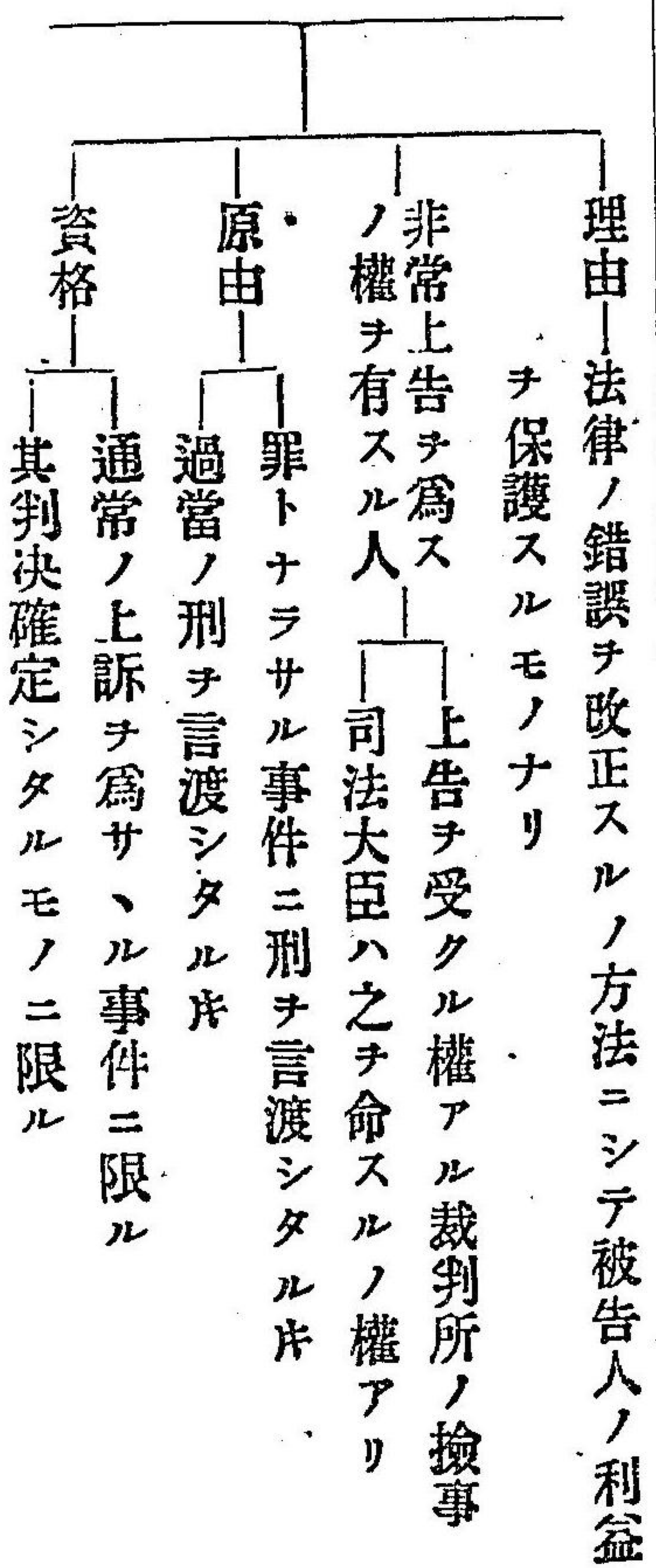
ヲ準用ス

被告人ノ利益ノ爲メ上告アリタル事件ヲ被告人ノ不利益トナスコトヲ許サ、ルナリ（此ノ説明ハ第二百六十五條ニ就テ見ルベシ）

第二百九十二條 第一審裁判所ト第二審裁判所トヲ問ハス法律ニ於テ罰セサル所爲ニ對シ刑ヲ言渡シ又ハ相當ノ刑ヨリ重キ刑ヲ言渡シタル場合ニ於テ期間内ニ上訴スル者ナクシテ其判決確定シタルトキハ其事件ニ付キ上告ヲ受クル權アル裁判所ノ檢事ハ司法大臣ノ命ニ因リ又ハ職權ヲ以テ何時ニテモ其裁判所ニ非常上告ヲ爲スコトヲ得

非常上告ヲ理由アリトスルトキハ原判決ヲ破毀シ直クニ其事件ニ付キ判決ヲ爲スコシ

非常上告解圖



第四章 抗告

第二百九十三條 抗告ハ法律ニ於テ特ニ許シタル場合ニ限り之ヲ爲スコトヲ得

抗告ハ特ニ法律ニ許シタル場合ニ限りテ之ヲ爲スコトヲ得ルモノトス
仮令ハ第二百五十五條等ニ於テ此決定ニ對シテハ抗告ヲ爲スコトヲ得ト云フカ如ク特ニ規定シタルモノニ限ルナリ

第二百九十四條 抗告ニ付テハ直近ノ上級裁判所其裁判ヲ爲スコシ

抗告裁判所ノ裁判ニ對シテハ抗告申立人ヨリ更ニ抗告ヲ爲スユトヲ得ス

抗告ノ裁判ハ直近ノ上級裁判所即チ裁判所ノ決定ニ對シテ抗告アルトキハ地方裁判所カ抗告ノ裁判ヲ爲スヘキモノトス
此ノ抗告裁判所ノ裁判ニ對シテハ更ニ抗告ヲ許サ、ルモノトス何トナレハ抗告ノ底止スル處アラサレバナリ

第二百九十五條 抗告ノ期間ハ裁判ノ送達アリタル日ヨリ三日トス

抗告申立ノ期間ハ裁判ノ送達アリタル日ヨリ三日トスルハ別ニ深意ノアルニアラズ期間ハ豫メ定メ置カサレバ裁判ノ遅延ニ流レ確定スルノ時ナケレバナリ故ニ此期間ヲ經過シタルキハ抗告ヲ爲スノ權ヲ失フモノトス

第二百九十六條 抗告ヲ爲スニハ其申立書ヲ原裁判ヲ爲シタル裁判所又ハ豫審判事ニ差出ス可シ

其裁判所又ハ豫審判事ニ於テ抗告ヲ理由アリトスルト

キハ不服ノ點ヲ更正シ又理由ナシトスルトキハ意見ヲ付シテ三日内ニ抗告申立書ヲ抗告裁判所ニ送致シ且豫審終結ノ決定ニ對スル抗告ニ付テハ訴訟記録ヲモ送致ス可シ

抗告ヲ爲スニハ其申立書ヲ豫審ノ決定ニ付テノ抗告ナレバ豫審判事又裁判ニ對シテ爲スモノハ原裁判所ニ差出スヘキモノナリ而テ抗告ヲ受タル裁判所又ハ豫審判事ニ於テ抗告ヲ理由アルモノトスルキハ不服ノ點ヲ改メ又理由ナキト認ムルキハ意見ヲ付シテ三日内ニ抗告ヲ受クヘキ裁判ニ送致スルモノナリ
豫審終結ノ決定ニ對シ抗告アリタルキハ訴訟記録ヲ添ヘテ送致スルモノトス

第二百九十七條 抗告裁判所ニ於テハ檢事ノ意見ヲ聽キ書類ニ依リ抗告ノ裁判ヲ爲ス可シ

抗告ノ裁判ハ辨論ヲ用サスシテ檢事ノ意見ヲ聽キ書類ニ依リテ之ヲ判決スヘキモノトス

第二百九十八條 豫審終結ノ決定ニ對スル抗告ニ付キ抗告裁判所ニ於テ必要ナリトスルトキハ受命判事ヲシテ事件ノ取調ヲ爲シ報告ヲ爲サシムルコトヲ得
受命判事ハ豫審判事ニ屬スル處分ヲ爲スコトヲ得

抗告裁判所ハ豫審終結ノ決定ニ對スル抗告ナルキニ於テ事件ノ取調ヲ必要ナリトスルキハ受命判事ヲシテ取調ヲ爲サシメ以テ報告ヲ爲サシムルコトヲ得ルモノトス

此ノ命ヲ受ケタル判事カ事件ノ取調ヲ爲スニハ豫審判事ニ屬スル處分ヲ爲スコトヲ得ルモノトス何トナレハ豫審カ一旦終結シタルキハ再ヒ豫審ヲ爲スヘカラサレハナリ

第二百九十九條 抗告裁判所ニ於テハ抗告ヲ許ス可キヤ否ヤ又抗告ノ期間内ニ於テ申立ヲ爲シタルヤ否ヤヲ調査シ此要件ノ一ヲ闕クトキハ其抗告ヲ棄却ス可シ

抗告ヲ許スヘカラサルキ又ハ申立期間ヲ經過シテ申立ヲ爲シタルモノハ其抗告ヲ棄却スヘキモノトス

第三百條 抗告裁判所ニ於テ抗告ヲ理由アリトスルトキハ原裁判ヲ取消シ自ラ更ニ裁判ヲ爲シ又抗告ヲ理由ナシトスルトキハ之ヲ棄却ス可シ

抗告ヲ理由アリト認ムルトキハ抗告裁判所ニ於テ原判決ヲ取消シ更ニ抗告裁判所ニ於テ抗告アリタル事件ニ付キ裁判ヲ爲スモノトス又理由ナシト認ムルキハ抗告ノ申立ヲ棄却スヘキモノトス

第六編 再審

第三百一條 再審ノ訴ハ左ノ場合ニ於テ重罪輕罪ノ刑ノ言渡ニ對シ被告人ノ利益ノ爲メ之ヲ爲スコトヲ得但判決確定ノ後ニ非サレハ之ヲ爲スコトヲ得ス

第一 人ヲ殺シタル罪ニ付キ刑ノ言渡アリタルモ其殺サレタリト認メラレシ者犯罪後生存シ又ハ犯罪前既ニ死去シタル確證アリタルトキ

第二 同一ノ事件ニ付キ共犯ニ非スシテ別ニ刑ノ言渡ヲ受ケタル者アリタルトキ

第三 犯罪アル以前ニ作りタル公正證書ヲ以テ當時其場所ニ在ラサルコトヲ證明シタルトキ

第四 被告人ヲ陷害シタル罪ニ因リ刑ノ言渡ヲ受ケタル者アリタルトキ

第五 公正證書ヲ以テ訴訟記録ニ偽造又ハ錯誤アルコトヲ證明シタルトキ

第六 判決ノ憑據ト爲リタル民事上ノ判決他ノ確定ト爲リタル判決ヲ以テ廢棄若クハ破毀セラレタルトキ

再審ノ訴ハ非常上告ト立法ノ趣旨相似タルモノトス而テ非常上告ハ法律ノ錯誤ヲ改正シ再審ノ訴ハ事實ノ錯誤ヲ改正スルノ方法ニシテ共ニ裁判ノ誤謬ヲ訂正シ無辜ヲ冤枉ニ苦メサルノ主義ヨリ出タルモノトス
第一 殺人罪ニ付キ二個ノ原由ヲ定ム第一殺サレタルト認メラレタルモノ現ニ生存シタル片第二殺サレタルト認メラレタルモ犯罪以前ニ已ニ死去シタルトノ確証アル片

第二 ノ原由ハ三個ノ條件ヲ具備スルヲ要ス第一同一ノ事件ナルコト第二共犯人ニアラサルコト第三別ニ刑ノ言渡ヲ受ケタルモノアルコト是ナリ

第三 ソ原由ハ四個ノ要件アリ第一犯罪ノ當時ニ於テ其場所ニ在ラサルコト第二當時其場所ニ在ルニアラサレバ事件ニ關係スルヲ得ヘカ
ラサル事件ナルコト第三公正ノ證書ヲ以テ證明スヘキコト第四犯罪以前ニ作りタル證書ナルコト之ナリ

第四 被告人ヲ陷害シタル罪ニヨリ刑ノ言渡ヲ受タルモノアル片ハ已ニ先ニ刑ヲ言渡サレタルモノハ無實ノ災難ナルコト判然タレハナリ
第五 其原由ニ二個ノ要件アリ第一訴訟書類ニ偽造又ハ錯誤アル片第二裁判官ハ偽造又ハ錯誤ノ書類ヲ以テ判決ヲ下シタル片

第六 原判決ノ憑據トナシタル民事上ノ判決他ノ確定トナリタル判決ヲ以テ廢棄若クハ破毀セラレタルトキ

第三百二條 再審ノ訴ヲ爲スコトヲ得ヘキ者左ノ如シ

第一 刑ノ言渡ヲ爲シタル裁判所ノ檢事

第二 刑ノ言渡ヲ爲シタル裁判所ヲ管轄スル公訴裁判所ノ檢事

第三 刑ノ言渡ヲ爲シタル裁判所ヲ管轄スル上告裁判所ノ檢事

但司法大臣ノ命ニ因リ又ハ職權ヲ以テ其訴ヲ爲ス可シ

第四 刑ノ言渡ヲ受ケタル者

第五 刑ノ言渡ヲ受ケタル者死去シタルトキハ其親屬

本條ニ列記シタルモノハ再審ノ訴ヲ爲スヲ得ヘキ人ナリ

第三百三條 再審ノ訴ハ刑ノ消滅シタルニ拘ハラス何時ニテモ之ヲ爲スコトヲ得

再審ノ訴ハ刑期中ハ勿論刑ハ消滅シタルモ名譽回復ノ爲メニ爲スヲ得ルモノナリ

第三百四條 再審ノ訴ヲ爲サントスル者ハ其趣意書ニ原

判決ノ謄本及ヒ證憑書類ヲ添ヘ之ヲ原裁判所ニ差出ス可シ

原裁判所ノ檢事ハ其書類ニ意見書ヲ添ヘ之ヲ上告裁判所ノ檢事ニ差出ス可シ

原裁判所ノ檢事及ヒ控訴裁判所ノ檢事自ラ再審ノ訴ヲ爲サントスルトキハ前項ノ手續ニ從ヒ其書類ヲ差出ス可シ

本條ハ再審ヲ爲スニ付テノ手續ヲ定メタルモノナレバ更ニ辨明ヲ加ヘサルモ本文ヲ一讀シテ明瞭ナリ

第三百五條 上告裁判所ニ於テハ檢事ノ請求ニ因リ速ニ受命判事一名ヲシテ其取調ヲ爲シ報告ヲ爲サシム可シ

第三百六條 上告裁判所ニ於テハ受命判事ノ報告及ヒ檢事ノ意見ヲ聽キ判決ヲ爲ス可シ

再審ノ訴ニ付テノ

檢事ノ請求ニ依リ受命判事ヲシ其取調ヲ爲シテ報告セシム

裁判手續

受命判事ノ報告ニ依リ檢事ノ意見ヲ聽キテ判決スヘキモノナリ

第三百七條 上告裁判所ニ於テ再審ノ原由アルコトヲ認メタルトキハ原判決ヲ破毀シ公訴及ヒ私訴ニ付キ再審ヲ爲ス可キコトヲ言渡シ其事件ヲ原裁判所ト同等ナル他ノ裁判所ニ移ス可シ
其送付ヲ受ケタル裁判所ニ於テハ通常ノ規定ニ從ヒ裁判ヲ爲ス可シ

上告裁判所ハ事實ノ審理ニアラス單ニ再審ヲ爲スヘキ事件ナリヤ否ヤヲ判決スルニ止マルモノトス故ニ再審ノ原由アルコトヲ認メタルハ原判決ヲ破毀シ其事件ヲ原裁判所ト同等ナル他ノ裁判所ニ移シ再審ヲ爲スヘキコトヲ言渡スモノトス而テ破毀ニ係ル再審ノ送付ヲ受ケタル裁判所ハ通常ノ規則ニ從ヒ判決ヲ爲ス可モノトス

第三百八條 死者ノ親屬ヨリ再審ノ訴ヲ爲シタル場合ニ於テ上告裁判所ニテ再審ノ原由アルコトヲ認メタルトキ

其事件ヲ他ノ裁判所ニ移スコトナク原判決ヲ破毀ス可シ

被告人死去シタル後子其親族ヨリ再審ノ訴アリタルハ上告裁判所ハ再審ノ原由ナキハ之ヲ却下シ原由アルトキハ唯原判決ヲ破毀スルニ止マリ他ノ裁判所ニ移サ、ルモノトス

第三百九條 再審ノ判決ニ因リ無罪ノ言渡アリタルトキ又ハ前條ノ場合ニ於テ破毀ノ言渡アリタルトキハ其者ノ名譽ヲ復スル爲メ其判決ヲ揭示ス可シ

破毀ノ送付ヲ受ケタル裁判所ニ於テ再審ヲナシ無罪ノ言渡ヲ受ケタルモノ及ヒ死者ノ親族ヨリ再審ノ訴ヲナシ上告裁判所ニ於テ破毀シタルハ名譽回復ノ揭示公告ヲ爲スヘキモノトス

第七編 大審院ノ特別權限ニ屬スル訴訟手續

第三百十條 裁判所構成法第五十條第二號ニ記載シタル大審院ノ特別權限ニ屬スル犯罪ニ付テハ檢事總長其搜查ヲ爲ス可シ

裁判所構成法第五十條二號
第二 第一番ト

シテ刑法第二編第一章及第二章ニ掲ケタル重罪並ニ皇族ノ犯シタル罪ニシテ禁錮又ハ更ニ重キ刑ニ處スヘキモノ、豫審及裁判

地方裁判所區裁判所ノ檢事及ヒ司法警察官モ亦其犯罪ニ付キ捜査ヲ爲シ檢事總長ニ報告ス可シ

皇族ニ關スル犯罪及ヒ皇室ニ對スル罪等ノ取調ヲ爲スニ付テハ檢事總長自ラ其捜査ヲ爲スヘキモノトス又檢事司法警察官モ檢事長ノ補佐トシテ犯罪ノ捜査ヲ爲シテ檢事總長ニ報告スヘキモノトス

第三百十一條 前條ニ記載シタル犯罪ノ現行犯アル場合ニ於テ急速ヲ要スルトキハ地方裁判所、區裁判所ノ檢事及ヒ司法警察官ハ第四百四十四條及ヒ第四百四十七條第一項ノ規定ニ從ヒ豫審處分ヲ爲スコトヲ得但豫審判事ニ通知スルコトヲ要セス

大審院ノ特別權限ニ屬スル現行犯罪アル場合ニ於テ其事件急速ヲ要スルトキハ檢事司法警察官ハ豫審ノ處分ヲ爲スコトヲ得ルモノトス但豫審判事ニ通知スルニ及ハサルナリ

第三百十二條 前條ノ場合ニ於テハ地方裁判所檢事ヨリ証憑書類ニ意見書ヲ添ヘ速ニ之ヲ檢事總長ニ送致ス可

シ

本條モ亦別ニ註解ヲ要スルノ点ナシ

第三百十三條 檢事總長ハ何レノ場合ニ於テモ其事件大審院ノ特別權限ニ屬シ且起訴ス可キモノト認メタルトキハ豫審判事ヲ命ス可キコトヲ大審院長ニ請求ス可シ
大審院ノ特別權限ニ屬スル事件ニ付テハ檢事總長カ捜査及ヒ起訴ノ任ヲレハ或事件カ大審院ノ特別權限ニ屬シ且起訴スヘキモノト見込ミタルトハ大審院長ニ向テ此ノ事件ニ付キ豫審判事ヲ命セラレンコトヲ請求スルモノトス

第三百十四條 大審院長ヨリ命ヲ受ケタル豫審判事ハ豫審ヲ爲シタル上ニテ他ニ取調ヲ要スルコトナシト思料シタルキハ訴訟記録ニ意見ヲ付シ大審院ニ差出ス可シ
前條ニヨリ大審院長ヨリ豫審判事ヲ命セラレタル判事ハ其事件ニ付キ豫審ヲ爲シ已ニ終了シテ他ニ取調ヲ要スルコトナシトスルトキハ豫審ノ訴訟記録ニ意見ヲ付ケテ大審院ニ差出スモノトス

第三百十五條 大審院ニ於テハ檢事總長ノ意見ヲ聽キ先ツ其事件ヲ公判ニ付ス可キヤ否ヤヲ決定ス可シ

其事件地方裁判所又ハ區裁判所ノ權限ニ屬スルモノト決定シタルトキハ管轄裁判所ヲ指定シ其事件ヲ送致ス可シ若シ特別裁判所ノ權限ニ屬スルモノト認メタルトキハ決定ヲ以テ管轄違ノ言渡ヲ爲ス可シ

又第百六十五條ニ記載シタル場合ニ於テハ決定ヲ以テ免訴ノ言渡ヲ爲ス可シ

大審院ハ檢事總長ノ意見ヲ聽タル上最初ニ公判ニ付スヘキモノナルヤ否ヤヲ決定スヘキナリ而テ其事件カ大審院ノ特別權限ニ屬スルモノニアラスシテ區裁判所又ハ地方裁判所ノ管轄ニ屬スルモノトス決定シタルハ管轄裁判所ヲ指定シテ之ヲ送致スヘキモノトス

又若シ此ノ事件カ區裁判所地方裁判所ニモ屬セス大審院ノ特別權限ニモ屬セス特別裁判所ノ權限ニ屬スルモノナルトキハ決定ヲ以テ管轄違ヒノ言渡ヲ爲スヘキナリ

又第百六十五條ニ記載シタルモノナルハ直ニ免訴ノ言渡ヲ爲スヘキモノトス

第三百十六條 前數條ニ於テ特ニ規定シタルモノヲ除ク外豫審、公判ノ手續ハ第三編第四編ノ規定ヲ準用ス

本條ハ大審院ノ豫審及ヒ公判ノ手續ヲ定メタルナリ即チ前數條ニ記載シタルノ外ハ總テ第三編第四編ノ規定ニ從フモノナリ

第八編 裁判執行復權及ヒ特赦

第一章 裁判執行

第三百十七條 刑ノ執行ハ判決確定ノ後ニ非サレハ之ヲ爲スコトヲ得ス

刑ハ一旦之ヲ執行シタルハ回復ス可ラサレバ裁判ノ確定トナリタル後ニアラサレハ之ヲ爲ス可ラサルモノトス

第三百十八條 死刑ノ言渡確定シタルトキハ檢事ヨリ速ニ訴訟記録ヲ司法大臣ニ差出ス可シ

司法大臣ヨリ死刑ヲ執行ス可キ命令アリタルトキハ三

日内ニ其執行ヲ爲ス可シ

死刑ハ人ノ生命ヲ絶ツノ刑ナリ故ニ仮令言渡確定シタリト雖亦直ニ執行スヘキモノニアラス殊ニ司法大臣ハ何時ニテ裁判確定ノ上ハ特赦ノ申立權ヲ有スルモノナレバ死刑執行ニ付テハ司法大臣ノ命令ヲ受ケサル可ラス故ニ死刑言渡確定シタルトキハ檢事ヨリ訴訟記録ヲ差出スヘキモノトス而テ執行スヘキ命令アリテ始テ之ヲ執行ヲ爲スヘキモノトス

刑法附則第一條
ヨリ第八條迄監
獄則第三十二條
第三十三條

第三百二十一條 死刑ノ執行ニ付テハ裁判所書記其始末書ヲ作り刑ノ執行規則ニ從ヒ立會ヲ爲シタル官吏ト共ニ署名捺印スヘシ

本條ハ死刑執行ノ手續ヲ定メタルモノナリ前ニモ述タルカ如ク生命ヲ奪フノ極刑ナレハ執行ノ手續ヲ鄭重ニセラレタルモノナリ

第三百二十二條 刑ノ言渡ヲ受ケタル者其言渡ニ付キ疑義ノ申立又ハ其執行ニ付キ異議ノ申立ヲ爲シタルトキハ刑ノ言渡ヲ爲シタル裁判所ニ於テ之ヲ決定ス可シ此

決定ニ對シテハ抗告ヲ爲スコトヲ得

疑義ノ申立トハ裁判言渡ノ不備不明ナルキニ之ヲ申立ツルモノトス異議ノ申立トハ執行ノ不當ナルキ例ヘハ輕禁錮ノ言渡ヲ受ケタリトスル時重禁錮四ト記載シ以テ重禁錮ノ執行ヲ受クルノキニ於テ申立ヲ爲スモノヲ云フ此等ノ申立ハ原裁判所ニ於テ之ヲ決定スヘキモノトス蓋シ此ノ申立ヲ解明スル如キハ上級裁判所ニ於テスルヨリモ寧ロ刑ノ言渡ヲ爲シタル裁判所ニ於テスルコソ旨趣ノ明瞭スヘキモノナレハナリ

第三百二十三條 賠償及ヒ訴訟關係人ニ辨濟ス可キ訴訟費用ニ付キ其判決ノ執行ハ民事訴訟法ノ規定ニ從フ

賠償及ヒ辨濟スヘキ訴訟費用ノ判決ハ刑事ニ關スルモノニアラスシテ民事ニ屬スルモノナレバ爰ニ刑法訴訟法ニ規定セスシテ民事訴訟法ノ規定ニ從フヘキコトヲ定メタルモノナリ

第二章 復權

第三百二十四條 復權ノ願ハ刑法第六十三條ニ定メタル期間經過シタル後刑ノ言渡ヲ受ケタル者ヨリ司法大臣

ニ之ヲ爲ス可シ
復權ノ願書ハ現ニ在スル地ノ地方裁判所檢事ニ之ヲ差
出ス可シ

復權トハ公權剝奪セラレタルモノヲ回復スルモノヲ云フ而テ復權ハ刑
法ニ之ヲ定メ訴訟法ニハ之ヲ爲スノ手續ヲ規定セラレタルモノナリ
抑モ刑ノ要ハ社會ノ安寧秩序ヲ維持スルニ必要アリテ起リ必要ナクシ
テ消滅ス故ニ社會ノ安寧秩序ヲ紊亂スルモノアリテ之ヲ加ヘ又一旦ハ
社會公益ヲ害シタルモ已ニ遷善改過ノ心ヲ起シ社會ノ利益トナルニ至
リテ之ヲ消滅ス刑罰ハ復讐主義ニアラスシテ教誨主義ナリ

第三百十九條 死刑ヲ除クノ外刑ノ言渡確定シタルトキ
ハ直ニ之ヲ執行ス可シ

體刑ノ言渡ヲ受ケ其執行ヲ遁レタル者ニ對シ檢事ノ發
シタル逮捕狀ハ勾留狀ト同一ノ效ヲ有ス其關席判決ニ
係ル場合ニ於テ發シタル者亦同シ

刑ハ執行ヲ待テ始メテ其功ヲ奏スヘキナリ又死刑ヲ除クノ外ハ裁判宣

告ノ日ヨリ起算スヘキモノナレハ直ニ之ヲ爲サ、レハ刑ノ効力ヲ減殺
スルニ至ルヲ免レス故ニ確定ノ後ハ直ニ執行スヘキナリ
體刑即チ自由刑ノ宣告ヲ受ケテ逃走シタルモノニ對シ檢事ヨリ發シタ
ル逮捕狀ハ勾留狀ト全シテ直ニ勾留スルコトヲ得關席判決ヲ受ケタル
モノニ發シタルモノ亦勾留狀ト全一ノ効ヲ有ス

第三百二十條 刑ノ執行ハ其刑ヲ言渡シタル裁判所ノ檢
事又ハ上告裁判所ヨリ命ヲ受ケタル裁判所ノ檢事ノ指
揮ニ因リ之ヲ爲ス可シ
罰金、料料、訴訟費用及ヒ沒收物品、追徵金ハ檢事ノ命令
ニ依リ之ヲ徵收ス可シ
破壊又ハ廢棄ス可キ沒收物品ハ檢事之ヲ處分ス可シ

裁判

刑ヲ言渡シ確定シタル裁判所ノ檢事之ヲ指揮ス
理由裁判執行モ又管轄ノ規則ニ從フモノトス
上告裁判所ヨリ命ヲ受タル裁判所ノ檢事
「解上告事件ニ付キ直ニ裁判言渡ヲ爲シタル片ニ於テ別段

明治十八年十一月
第六十三號達
裁判所ニ於テ犯
罪又ハ犯則ニ依
リ沒收シタル物
件ハ自今都テ地
方廳ニ引繼地方
廳ニ於テ便宜之
ヲ賣却スヘシ此
旨相達候事

ノ執行手續

刑ノ執行ヲ爲スヘキ裁判所ヲ示定セラル
 体刑ノ執行ハ檢事ヨリ裁判言渡書ニ執行命令書ヲ添ヘ犯人
 ナ監獄署長ニ送致シテ之ヲ執行ス
 死刑ハ鄭重ナル方式ヲ用キ檢事裁判書記典獄立會ヒ書記執
 行ノ始末書ヲ作り立會官吏ト共ニ署名捺印ス
 罰金科料沒收物品追徴金ハ檢事ノ徴收命令書ニ依リ之ヲ執
 行ス

破壊スヘキ物品及ヒ廢棄スヘキ物品ハ檢事自ラ處分ス

「假令ハ貨幣ノ贋造 假令ハ阿片煙ノ如キモノ

ニノミ用フヘキ者

故ニ大赦アリ特赦アリ仮出獄アリ監視仮免アリ免幽閉アリ復権アリ已
 ニ犯人ノ變シテ善人トナリタルハ既往ノ非ヲ責メテ徒ニ苦痛ヲ受ケ
 シメ徒ニ人權ヲ剝奪スルノ要アランヤ犯罪人ト雖モ社會組織ノ一人ナ
 リ已ニ一人タル以上ハ惡事ヲ爲スモノハ之ヲ懲ラシテ善ニ導キ善人ハ
 之ヲ賞シテ勧誘スルハ社會ノ義務ナリ四千万ハ愛子ナリ社會ハ慈親ナ
 リ親ハ子ヲ教育スルハ之レ當然ノ義務ナリ已ニ社會ニ教育スルノ責任

アリトスル以上ハ一旦惡事ヲ爲シテ公權ヲ剝奪シタリト雖モ眞心悔悟
 シテ善良ノ人トナリタル以上ハ之ニ權利ヲ得セシメ四千万ノ同胞ト共
 ニ同一ノ地位ニ齒セシムルハ之レ當然ノ理ナリ故ニ爰ニ復権ヲ見ルハ
 又怪シム可ラサルノ美事ナリト謂フヘシ

第三百二十五條 復権ノ願書ニハ左ノ書類ヲ添フ可シ

第一 判決ノ正本

第二 主刑ノ滿期、特赦ト爲リ又ハ時効ノ成就シタル

コトヲ證明スル書類

第三 假出獄及ヒ假リニ監視ヲ免セラレタル證書

第四 賠償及ヒ訴訟費用ヲ辨濟シ又ハ其義務ヲ免カ

レタル證書

第五 過去現在ノ住所及ヒ生計ヲ記載スル書類

復権ノ請願ヲ爲スニハ刑法第六十三條ノ期間經過後

復権ノ願ヲ爲スコトヲ得ヘキモノハ刑ノ言渡ヲ受タル人

復権願ニ具備スヘキ條件ハ第三百二十五條

願ニ付テノ手續

刑ノ言渡チ受ケタルモノ、品行ニ付テハ、檢事長及ヒ檢事取調チ爲ス

復權請願書類チ差出スノ手續ハ第三百廿四條ニ之チ定ム

復權ノ裁可アリタル場合ノ手續ハ第三百三十條

復權ノ願チ却下シタルルルノ手續ハ第三百廿九條

更ニ再ヒ復權ノ願チ爲スニ付テハ第三百二十九條第二項ノ

規定ニ依ル

第三百二十六條 檢事ハ願人ノ品行其他必要ノ取調チ爲

シ前條ノ書類ニ意見書チ添ヘ之チ檢事長ニ差出スヘシ

第三百二十七條 檢事長ハ更ニ必要ノ取調チ爲シ復權ノ

願ニ關スル書類ニ意見書チ添ヘ之チ司法大臣ニ差出ス可シ

復權ハ容易ナラサル重大ノ事ナレハ充分ノ取調チ爲シタル後ニアラザレバ若シ誤マリテ未タ惡念ノ翻ラサルモノニ良民ト對等ノ權チ有セシメナハ其害擧テ言フ可ラサルニ至ルヘシ故ニ唯願人ノミヨリ行狀方正品行善良ナリト申立ツルモ直ニ之ニ信チ措カス檢事ヨリ之ガ取調チ爲

シ自己ノ意見チ付シテ檢事長ニ差出シ檢事長ハ更ニ必要ノ取調チ爲シ充分鄭重ナル取調チ爲シタル上ニテ更ニ檢事長ヨリ意見チ付シテ司法大臣ニ差出スヘキモノトス

第三百二十八條 司法大臣ハ復權ノ願ニ關スル書類チ檢

閱シ之ニ意見書チ添ヘ速ニ上奏ス可シ

復權ハ天皇陛下ノ特典ニ出ルモノナレバ右ノ復權願カ檢事長ヨリ司法大臣ニ差出シタルルルハ司法大臣ハ之ニ意見書チ添ヘ速ニ陛下ニ上奏スヘシ

第三百二十九條 勅裁ニ因リ復權ノ願チ却下シタルトキ

ハ司法大臣ヨリ其旨チ檢事長ニ通知シ檢事長ヨリ願書チ差出シタル地方裁判所檢事ニ通知ス可シ

前項ノ場合ニ於テハ刑法第六十三條ニ定メタル期間ノ半チ經過スルニ非サレハ更ニ其願チ爲スコトチ得ス

更ニ復權ノ願チ爲スニ付テモ亦前數條ノ規定ニ從フ

復權ノ請願カ勅裁ニ因リ却下セラレタルルルハ司法大臣ヨリ檢事長ニ其

旨ヲ通知シ檢事長ハ願書ヲ差出シタル地方裁判所檢事ニ通知スヘキモノナリ

復權ノ願カ却下アリタルモ更ニ復權ノ申立ヲ爲スニハ刑法第六十三條ニ定メタル期間ノ半ハチ經タル後ニアラサレバ之ヲ爲スコトヲ得サルモノトス而テ更ニ復權ノ願ヲ爲スニハ前數條ニ規定シタル手續ニ從ヒ之ヲ差出スモノトス

第三百三十條 復權ノ裁可アリタルトキハ司法大臣ヨリ其裁可狀ヲ檢事長ニ送致シ檢事長ヨリ願書ヲ差出シタル地方裁判所檢事ニ送致ス可シ檢事ハ裁可狀ノ謄本ヲ願人ニ下付ス可シ

又刑ノ言渡ヲ爲シタル裁判所ニ裁可狀ノ謄本ヲ送致シ其裁判所ニ於テハ之ヲ判決ノ原本ニ記入ス可シ

本條ハ復權ノ願裁可アリタルモ手續ヲ定メタルモノナリ復權ノ裁可アリタルトキハ裁可狀ノ謄本ヲ願人ニ下付スヘキナリ又裁可狀ノ謄本ヲ刑ノ言渡ヲ爲シタル裁判所ニ送致シテ之ヲ判決ノ原

明治十八年一月

第二號布告

明治十四年十二

月第七十四號布

告ヲ廢シ自今輕

罪ニ係ル控訴ノ

左ノ規則ニ從ヒ

之ヲ爲スコトヲ

得但治罪法中此

規則ニ抵觸スル

條件ハ當分ノ内

施行セス

第一條

第二條

右二條ハ明治二

十三年法律第四

十七號ヲ以テ削

除ス

第三條 被告人

ハ公訴ニ關シ

控訴ヲ爲サン

本ニ記入スヘキモノトス

第三章 特赦

第三百三十一條 特赦ハ刑ノ言渡確定シタル後何時ニテモ刑ノ言渡ヲ爲シタル裁判所ノ檢事又ハ監獄署長ヨリ犯人ノ情狀ヲ具シ司法大臣ニ申立ルコトヲ得

監獄署長ヨリ特赦ノ申立ヲ爲ストキハ檢事ヲ經由ス可シ但檢事ハ意見書ヲ添フ可シ

特赦ノ申立アリタルトキハ司法大臣ヨリ其書類ニ意見書ヲ添へ上奏ス可シ

特赦ハ人ニ依リテ之ヲ與フルモノトス故ニ罪質ノ何タルトテ論セス刑ノ言渡シ確定シタル後ニ於テ其犯情カ愍諒スヘキモノ又ハ犯人ノ處刑以來獄則ヲ遵守シ品行方正改悛ノ實蹟顯ハル、時ニ於テ申立ヲ爲スモノトス故ニ本條ニハ別段原由ヲ定メスシテ犯人ノ情狀ヲ具シ云々トセシレタルモノナリ

トスルトキハ
裁判費用ノ保
證トシテ金拾
圓ヲ豫納スヘ
シ

第四條 被告人
ニ於テ證人鑑
定人ノ呼出ヲ
請求スルトキ
前條保證金ニ
テ不足ト認ム
ル場合ニ於テ
ハ別段其費用
ヲ豫納セシム
ヘシ

明治二十三年二
月法律第七號
朕重罪控訴豫納
金規則ヲ裁可シ
茲ニ之ヲ公布セ
シム

特赦申
立ノ權
ヲ有ス
ル人及
ヒ其理
由

刑ノ言渡ヲ爲シタル裁判所ノ檢事
別ニ規定スル處ハアテサレモ檢事ヨリ特赦ノ申立ヲ
爲スニハ多クハ犯罪ノ情狀憫諒スヘキ時ニ於テ之ヲ
爲スモノナルヘシ
監獄署長但シ檢事ヲ經由スヘシ
監獄署長ヨリ申立ヲ爲スハ多クハ改悛ノ實蹟顯ハレ
犯人ノ憫諒スヘキ舉動アルキナルベシ
司法大臣

其職掌司法ノ大權ヲ主管スルモノナレハ司法ニ關ス
ル特赦ニ干與スヘキモノナリ

第三百三十二條 司法大臣ハ刑ノ言渡確定シタル後何時
ニテモ特赦ノ申立ヲ爲スコトヲ得
死刑ヲ除ク外特赦ノ申立アリト雖モ刑ノ執行ヲ停止セ
ス

特赦ハ國君ノ思料ニ屬スヘキモノナレハ假令特赦ノ申立アリタリト雖
モ之ヲ裁可スルトセサルハ獨リ主上ノ睿慮ニアルモノナレバ豫メ之ヲ

御名 御璽

第一條 重罪ノ
刑ノ言渡ヲ受
ケタル者控訴
ヲ爲サントス
ルトキハ裁判
費用ノ保證ト
シテ金貳拾圓
ヲ豫納スヘシ

第二條 重罪ノ
刑ノ言渡ヲ受
ケタル者貧困
ニシテ保證金
ヲ豫納スル能
ハサルトキハ
控訴ノ申立ト
同時ニ保證金
ノ免除ヲ請求
スルコトヲ得
第三條 保證金
ノ免除ヲ請求

知ル能ハス故ニ申立アリト雖モ未確定ノ恩典ヲ的ニシテ判決ノ執行ヲ
停止スルカ如キコアルベカラズ然レモ死刑ニ付テハ之ヲ執行ヲ止メザ
レバ折角特赦ノ申立ヲ爲シタルモ水泡ニ販スレハナリ何トナレハ一旦
決行ノ後ハ亦活ス可ラサレハナリ

第三百三十三條 特赦ノ申立却下アリタルトキハ司法大
臣ヨリ刑ノ言渡ヲ爲シタル裁判所ノ檢事ニ其旨ヲ通知
ス可シ

第三百三十四條 特赦ノ裁可アリタルトキハ司法大臣ヨ
リ刑ノ言渡ヲ爲シタル裁判所ノ檢事ニ特赦狀ヲ送致ス
可シ此場合ニ於テハ第三百三十條ノ規定ニ從フ

此二條ハ特赦ノ却下アリタル時及ヒ裁可アリタル時ノ手續ヲ規定シタ
ルモノナリ而テ特赦ノ申立却下アリタルモ司法大臣ヨリ刑ヲ言渡シ
タル檢事ニ通知スルニ止マリ別段棄却狀ヲ下付セス又裁可アリタルト
キハ司法大臣ヨリ刑ヲ言渡シタル裁判所ノ檢事ニ特赦狀ヲ送致シ其謄

シタル者ハ其
請求ヲ爲シタ
ル日ヨリ十四
日内ニ控訴ノ
趣意書ト共ニ
裁判費用支辨
ノ資力ナキコ
トヲ證スヘキ
住居地市町村
長ノ證明書ヲ
差出スヘシ但
其市町村長役
場三里以外ニ
在ルトキハ治
罪法第十九條
ニ規定シタル
猶豫ヲ與フ
第四條 前二條
ニ記載シタル
書類ハ訴訟ニ
關スル一切ノ

本ヲ刑ノ言渡ヲ受ケタルモノニ下付スヘキモノトス
今特赦ノ申立却下アリタル時ニ唯檢事ニ通知スル迄ニシテ別段却下狀
ヲ下付セサル所以ノモノハ至尊ニ對シ不慈ノ痕迹アルヲ思ムヲ以テナ
リ

附則

附則トハ此ノ法律ニ附加スル處ノ規則ニシテ多クハ實行ノ當時ニ於テ
必要ナル條件ニ係ル然レトモ第四條ノ如キハ永久ニ適用スヘキモノナ
リ

第一條 此法律施行前ニ受理シタル豫審ノ故障及ヒ其故
障ノ判決ニ對スル上告ハ之ヲ受理シタル地方裁判所又
ハ大審院ニ於テ抗告トシテ之ヲ裁判ス可シ

第二條 大審院ニ於テ既ニ受理シタル哀訴、裁判管轄ヲ定
ムルノ訴及ヒ嫌疑ノ爲メ裁判管轄ヲ移スノ訴ハ治罪法
ノ手續ニ依リ大審院之ヲ裁判ス可シ

第三條 既ニ發シタル勾留狀收監狀ハ此法律ニ定メタル
勾留狀ノ效ヲ有ス
前三條ハ舊治罪法ヨリ新刑事訴訟法ニ移リタルルニ於テ舊治罪法之手
續ニ依リ受理シタルモノ、處分方ヲ定メタルモノナレハ已ニ今日ニテ
ハ之ヲ用フルノ必要モアラサレハ別ニ説明ヲ費ヤサス

第四條 此法律ノ規定ニ依リ市町村長ノ爲ス可キ職務ハ
市町村長ヲ置カサル地ニ在テハ其職務ヲ行フ吏員ニ屬
ス

市町村長ノ爲スヘキ職務トハ市町村長ハ司法警察官トシテ檢事ヲ補佐
シテ犯罪ノ搜查ヲ爲スト云フカ如キ又ハ市町村長ノ立會アルヲ要スト
云フカ如キ場合ナリ
市町村長ノ設ケナキ地ニ在テハ其職務ヲ行フ吏員ニ屬ス假令ハ島嶼ノ
如キハ島長之ヲ爲シ特別市制ノ設ケアル東京大阪京都ノ如キハ區長其
職務ヲ行フモノトス

書類ト共ニ第
一審裁判所ノ
檢事ヨリ控訴
院ノ書記課ニ
之ヲ送致スヘ
シ
第五條 控訴院
ハ檢事ノ意見
ヲ聞キ保證金
免除請求ノ當
否ヲ決定スヘ
シ但控訴ノ事
由ナシト認ム
ルカ又ハ事由
アルモ實益ナ
シト認ムルト
キハ免除ヲ與
ヘサルモノト
ス
第六條 保證金
ノ免除ナキト

キハ控訴ノ申
立ハ其効ナキ
モノトス
第七條 被告人
ニ於テ證人鑑
定人ノ呼出テ
請求スルトキ
第一條ノ保證
金ニテ不足ト
認ムル場合ニ
於テハ別段其
費用ヲ豫納セ
シムヘシ

第五條 此法律ハ明治二十三年十一月一日ヨリ施行シ其
日ヨリ治罪法ヲ廢ス

刑事訴訟法正解 大尾

明治廿五年四月三十日出版
同 年四月廿九日刷成

定價金十八錢

發行者 藤谷虎三
大阪市東區內本町二丁目百卅九番屋敷

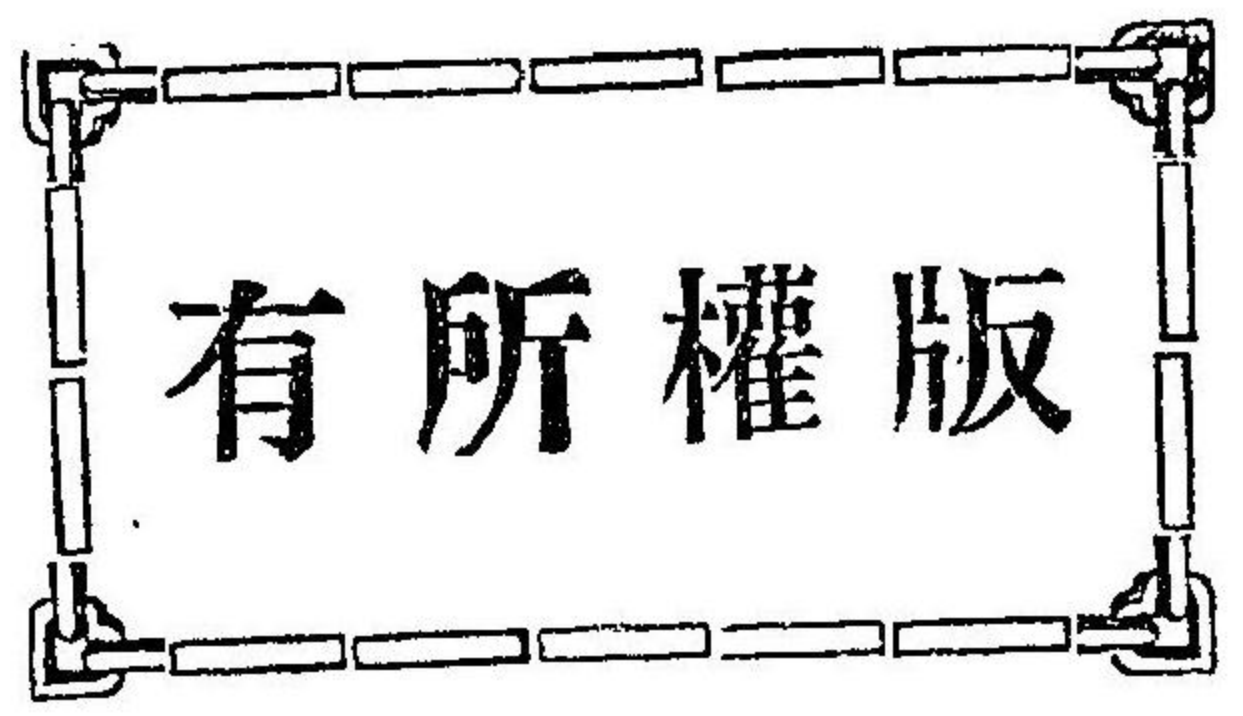
著作者 福井淳
大阪市東區常盤町二丁目百三番屋敷

印刷者 前野茂久次
大阪市東區德井町二丁目六十八番屋敷

大 岡本仙助
大阪市東區北久太郎町四丁目

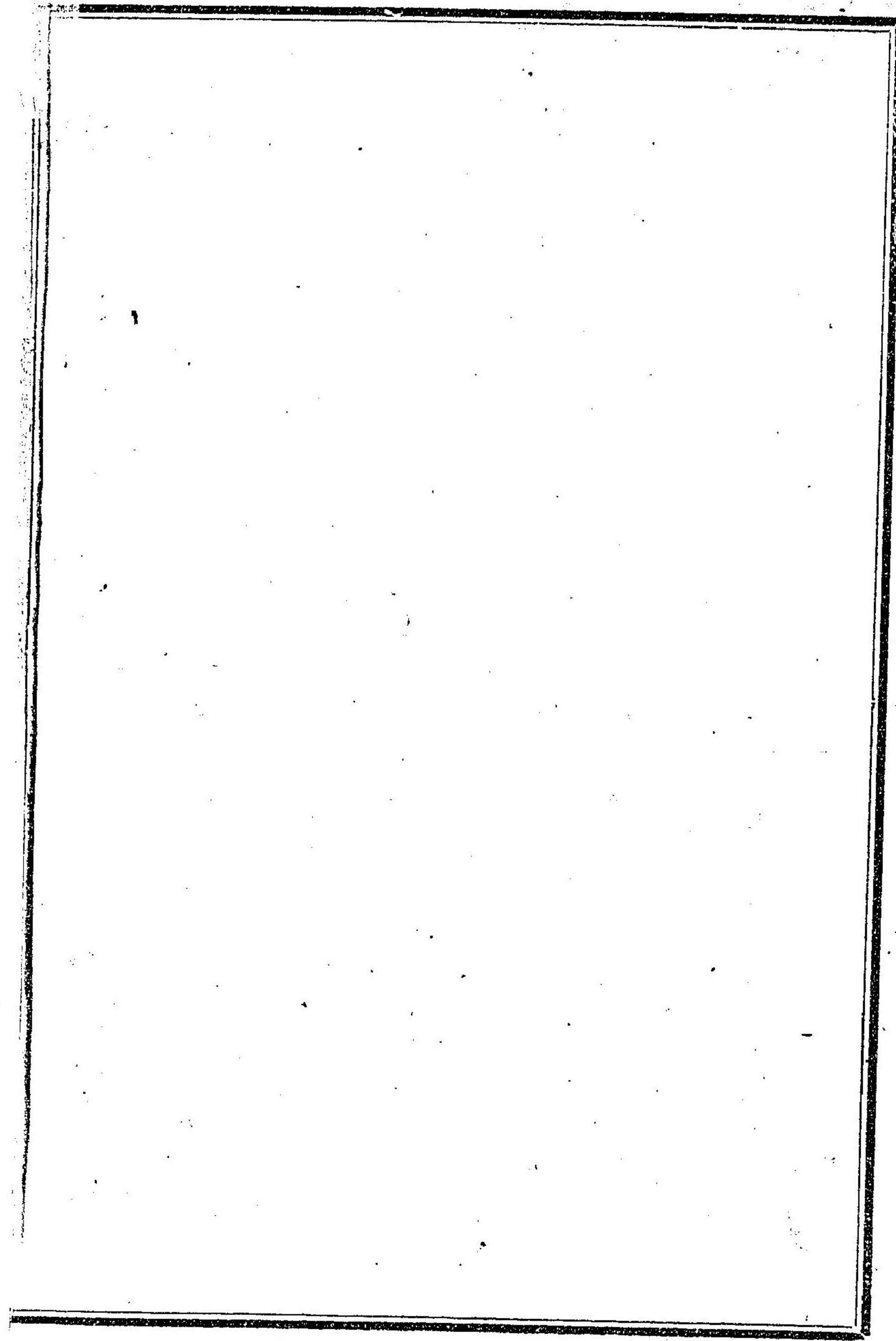
賣 岡本宇野
大阪市南區鹽町三丁目

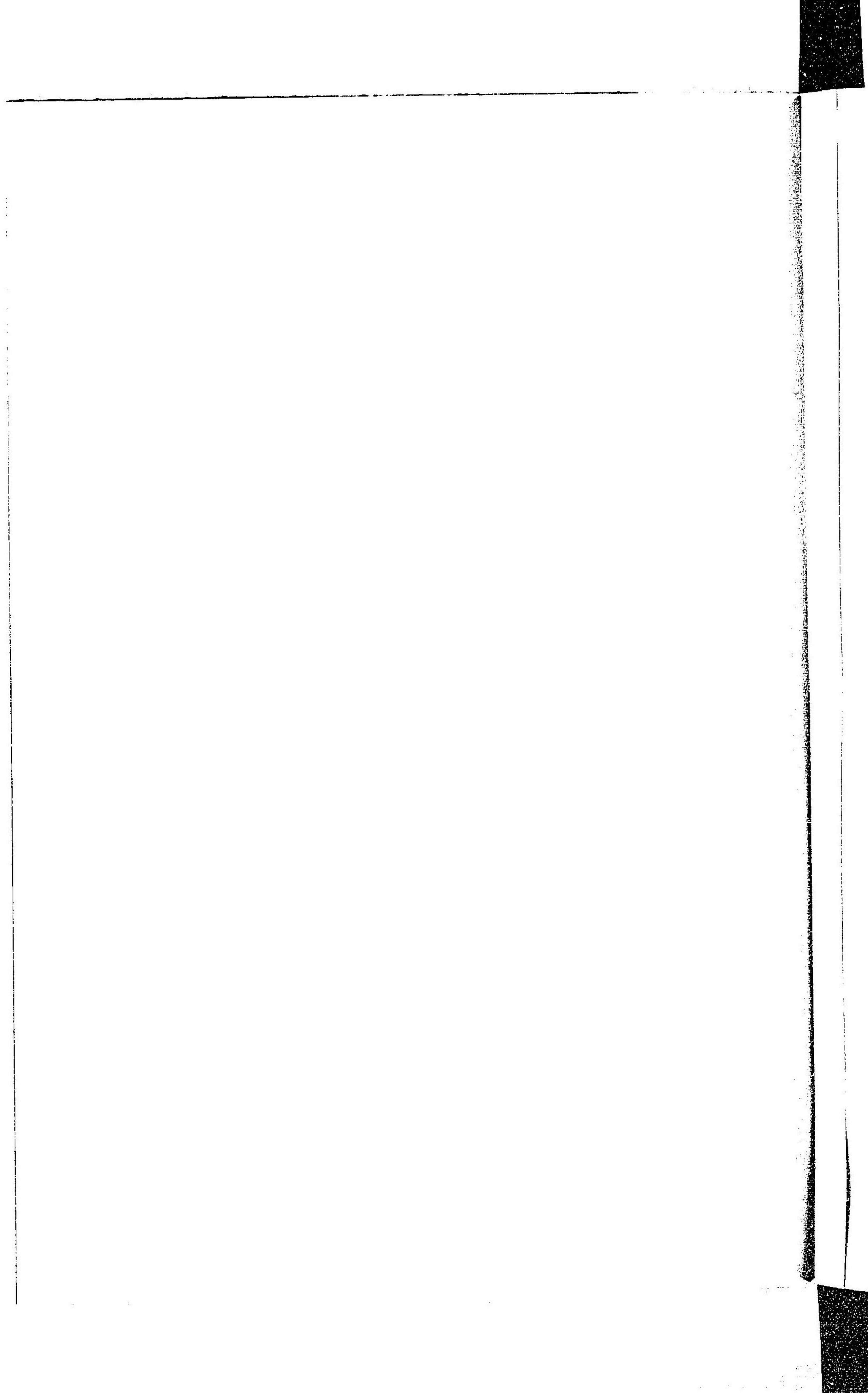
大 田中熊吉
大阪市東區農人橋二丁目

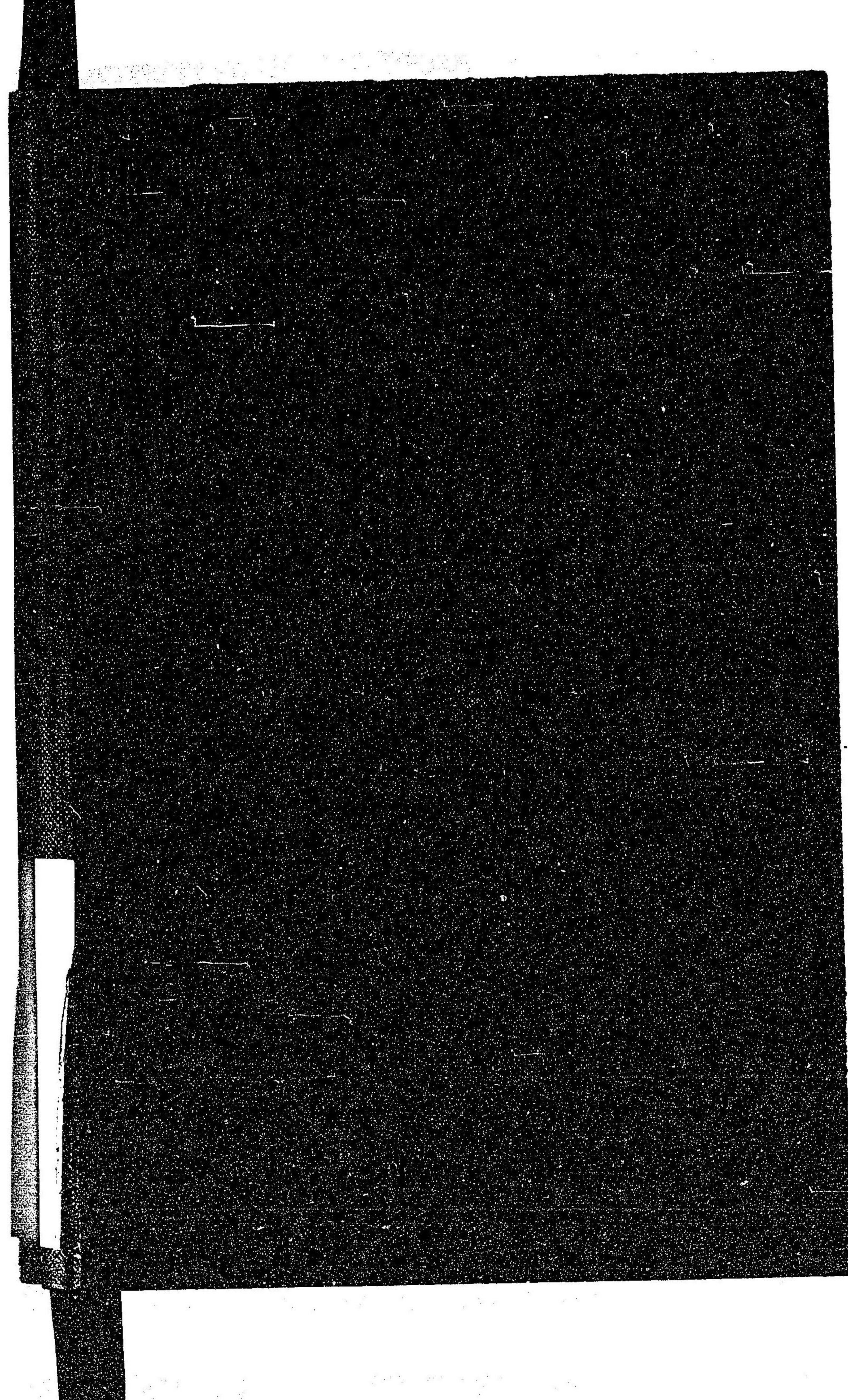


版權所有

大 賣 捌







特16

627

刑事訴訟法正解

国立国会図書館

036704-000-3

特16-627

刑事訴訟法正解

福井 淳 / 著

M25

BBS-0130

